【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年7月20日提出
【計算期間】	第2期(自　2019年4月23日至　2020年4月20日)
【ファンド名】	オリックス　世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　平井　治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【事務連絡者氏名】	伊藤　真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

② ファンドの基本的性格
１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信		その他資産（　　）
	内　外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル（含、日本）		
	年２回	日本		
	年４回			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年６回（隔月）	北米	ファミリーファンド	あり（　　）
		欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他（　　）	アフリカ		
その他資産（投資信託証券（社債））		中近東（中東）		
資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券（社債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分
   ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
   ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
   ①日経225
   ②TOPIX
   ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
   ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
   ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
   ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
   ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1. 主として世界の企業が発行する社債（新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券（CoCo債※1等のハイブリッド証券）を含みます。）、資産担保証券（ABS）を含む証券化商品等に投資を行います。
   当ファンドは、ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」投資証券（以下「投資先ファンド」といいます。）への投資を通じて、主として世界の企業が発行する社債（新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券（CoCo債等のハイブリッド証券）を含みます。）、資産担保証券（ABS）を含む証券化商品等に投資し、ESG※2（環境・社会・ガバナンス）評価を考慮した運用を行います。また、投資先ファンドにおいて、効率的な運用またはヘッジを目的としてデリバティブ取引を行います。

   ※1 CoCo債（ココ債）とは、Contingent convertible bondsを略したものです。銀行など金融機関が自己資本増強のために発行する転換社債の一種で、発行体が実質破綻状態に陥った場合や自己資本比率が一定水準を下回るなど、偶発的な事象であらかじめ定められた条件に抵触した場合、元本の一部または全部が削減されたり、強制的に普通株に転換される転換社債のことをいいます。

   ※2 ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）のことをいいます。長期的に高いリターンとプラスの社会的影響をめざすサステナビリティ投資（責任投資）において、国や企業の環境・社会・ガバナンスに関する情報が投資判断に組み入れられます。

2. 投資先ファンドにおいて、外貨建て資産に対し原則として対円で為替ヘッジ取引を行います。
   円と外貨建て資産の通貨との短期金利差が拡大すれば、ヘッジコストまたはヘッジプレミアムが大きくなり、基準価額の変動要因となります。
3. 投資先ファンドの運用は、ROBECO（以下「ロベコ」といいます。）が行います。
   ロベコは1929年にオランダのロッテルダムで設立された運用会社です。クオンツ投資とサステナビリティ投資を他に先駆けて手掛け、今日では、ロベコは両分野で世界をリードする運用会社となっています。

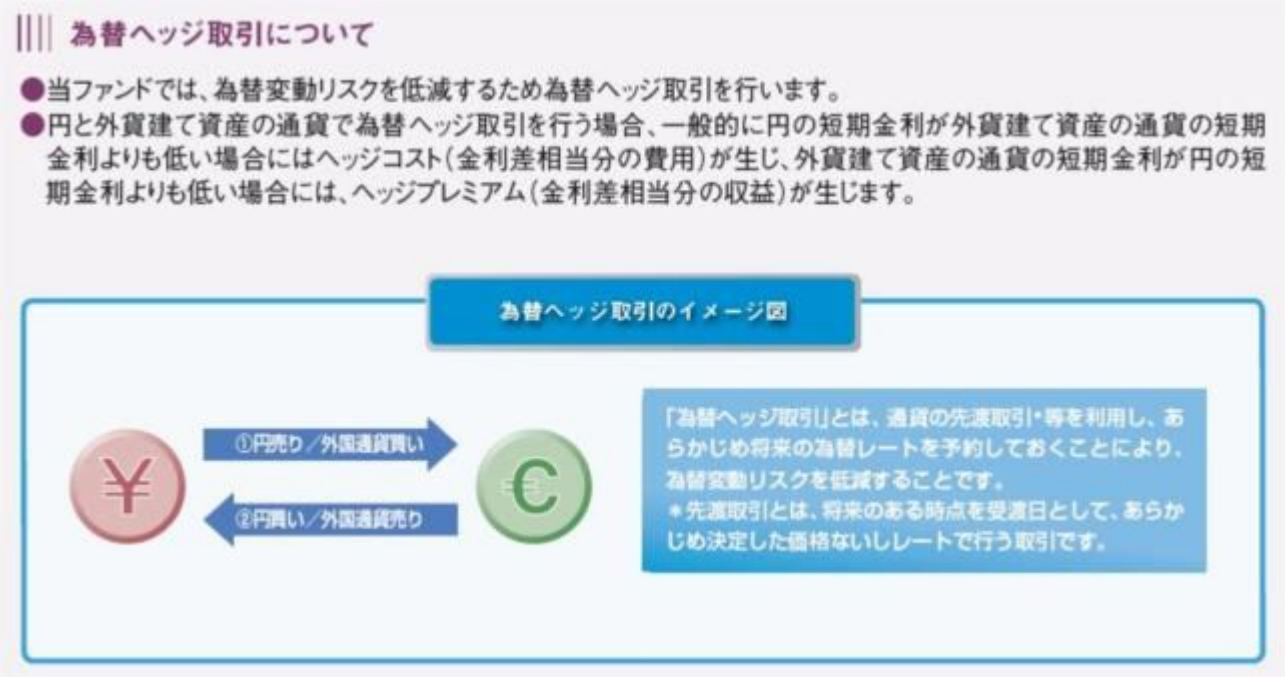

④　信託金限度額

・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2018年7月27日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

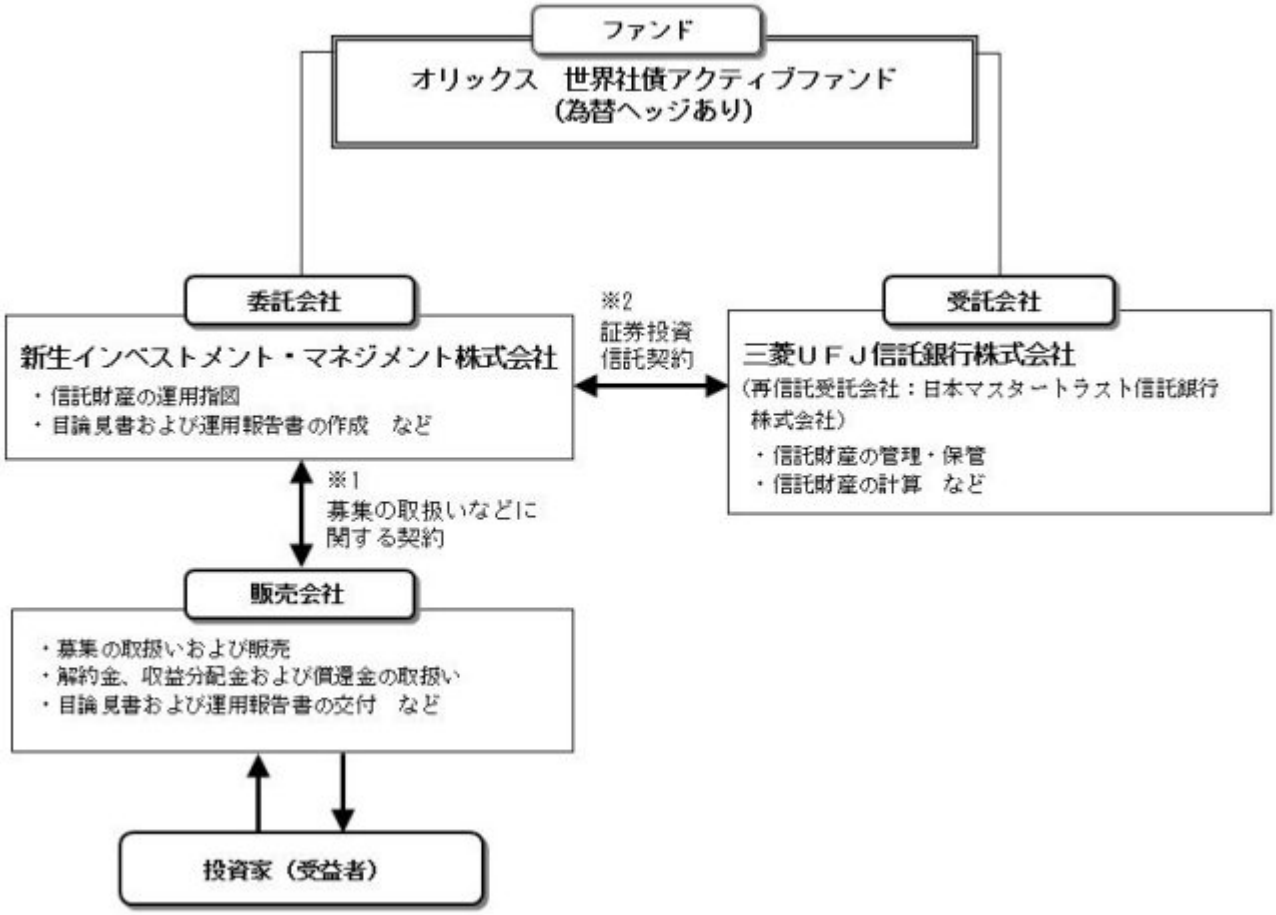

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞
当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。

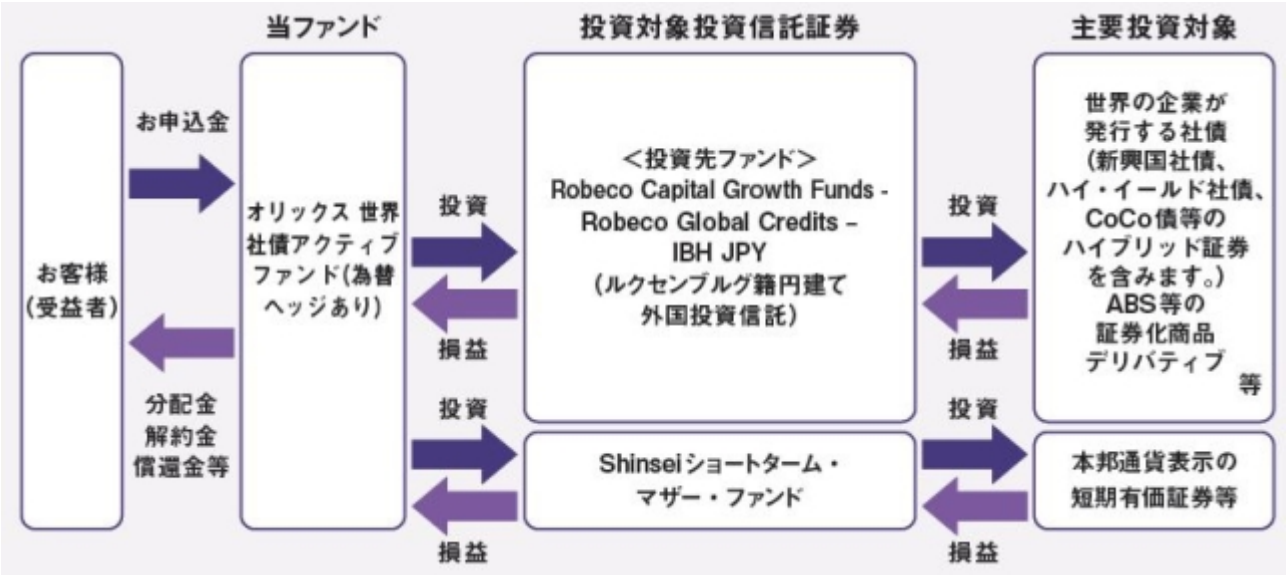

② 委託会社の概況（2020年4月末現在）

1）資本金
4億9,500万円

2）沿革
2001年12月17日：　新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

2002年 2月13日：　「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

2003年 3月12日：　「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

2007年 9月30日：　証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

2015年11月 4日:　金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号	9,900株	100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」投資証券（以下「投資先ファンド」といいます。）を通じて、主に世界の企業が発行する社債（新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券（CoCo債等のハイブリッド証券）を含みます。）、資産担保証券（ABS）を含む証券化商品等に投資を行います。
※当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

② 投資先ファンドにおいて、外貨建て資産に対し原則として対円で為替ヘッジ取引を行います。

③ 投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

④ 資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資先ファンドおよび親投資信託である「Shinseiショートターム・マザー・ファンド」受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）
・次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等
委託者は、信託金を主として、投資先ファンドおよび「Shinseiショートターム・マザー・ファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
３.外国法人が発行する譲渡性預金証書
４.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 委託者は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
１.預金

２.指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３.コール・ローン
４.手形割引市場において売買される手形

④　前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資先ファンドの概要

１）Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY

ファンド名	Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY
形態	ルクセンブルグ籍円建て外国投資法人(会社型投資信託)
主な投資態度	①総資産のうち3分の2以上を主に世界の企業が発行する社債（新興国社債、ハイ・イールド社債、金融機関が発行する債券（CoCo債等のハイブリッド証券）を含みます。）、資産担保証券（ABS）を含む証券化商品等に投資します。 ②ESG（環境・社会・ガバナンス）評価を考慮した運用を行います。 ③効率的な運用またはヘッジを目的とした為替予約取引、金利先物取引、債券先物取引、金利スワップ、通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップなどのデリバティブ取引を行います。 ④原則として、組入資産に対し対円で為替ヘッジ取引を行います。 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	①資産担保証券（ABS）への投資は総資産の20%を上限とします。 ②転換社債への投資は総資産の25%を上限とし、特にCoCo債への投資は総資産の20%を上限とします。 ③原則として株式には直接投資を行いません。またオプション、スワップションには投資しません。 ④純資産総額の10%を超えて借入を行うことはできません。 資金動向や市場動向等の事情により、上記投資制限を維持することが困難となる場合があります。
管理会社	Robeco Luxembourg S.A.
運用会社	Robeco Institutional Asset Management B.V.
保管受託銀行／管理事務代行会社	J.P.Morgan Bank Luxembourg S.A.

２）Shinseiショートターム・マザー・ファンド

ファンド名	Shinseiショートターム・マザー・ファンド
商品分類	親投資信託（マザーファンド）
投資対象	本邦通貨表示の短期有価証券等
投資態度	①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により安定した運用の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことにより流動性の確保を図ります。 ②デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するために行うことができます。

主な投資制限	①株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ります。 ②外貨建て資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引等は、約款の範囲で行います。 ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設定日	2018年7月27日
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。

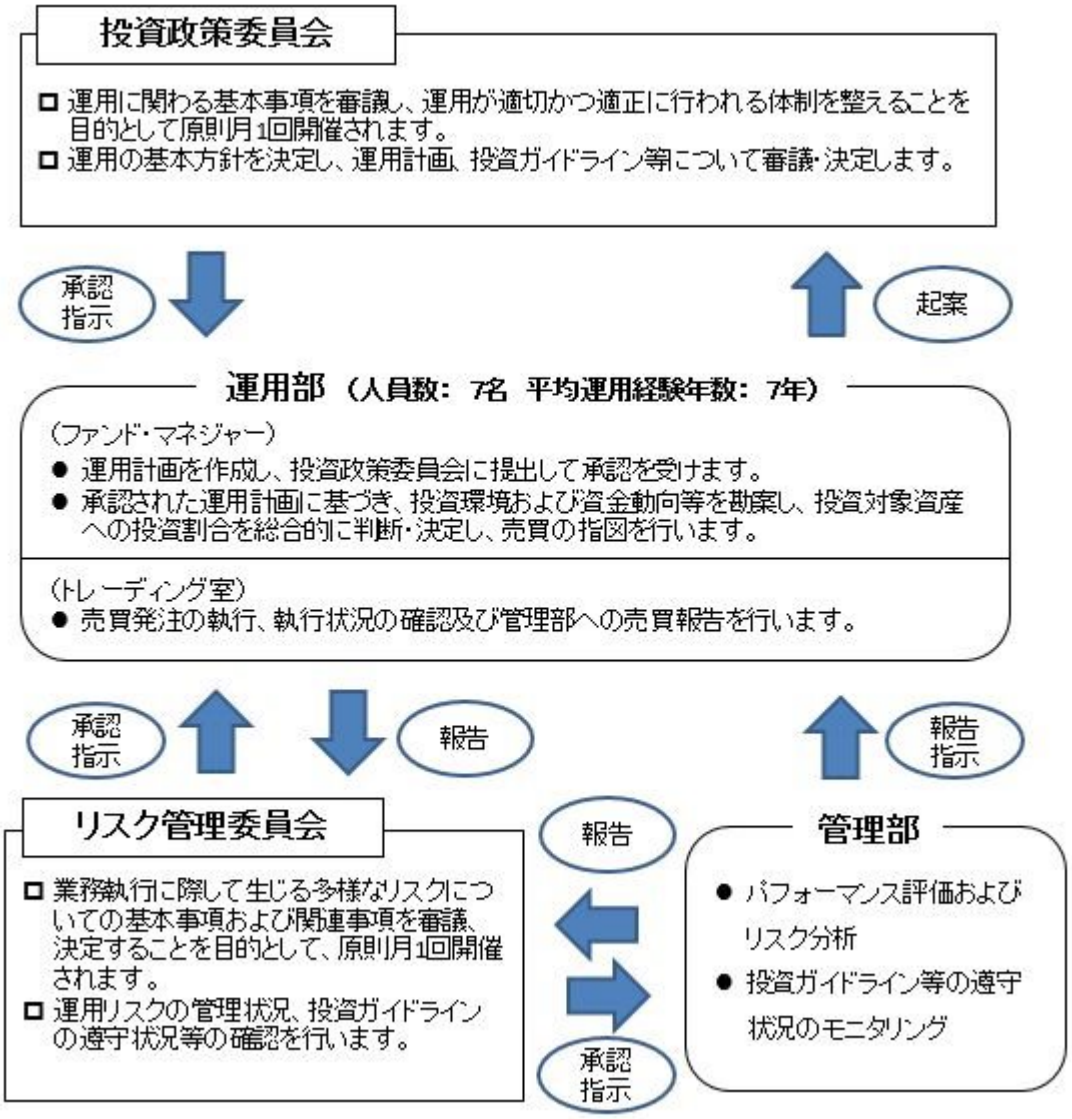

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

※上記の運用体制は、2020年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

＜ROBECO＞

ロベコの運用体制は以下の通りです。

ROBECO　運用チーム

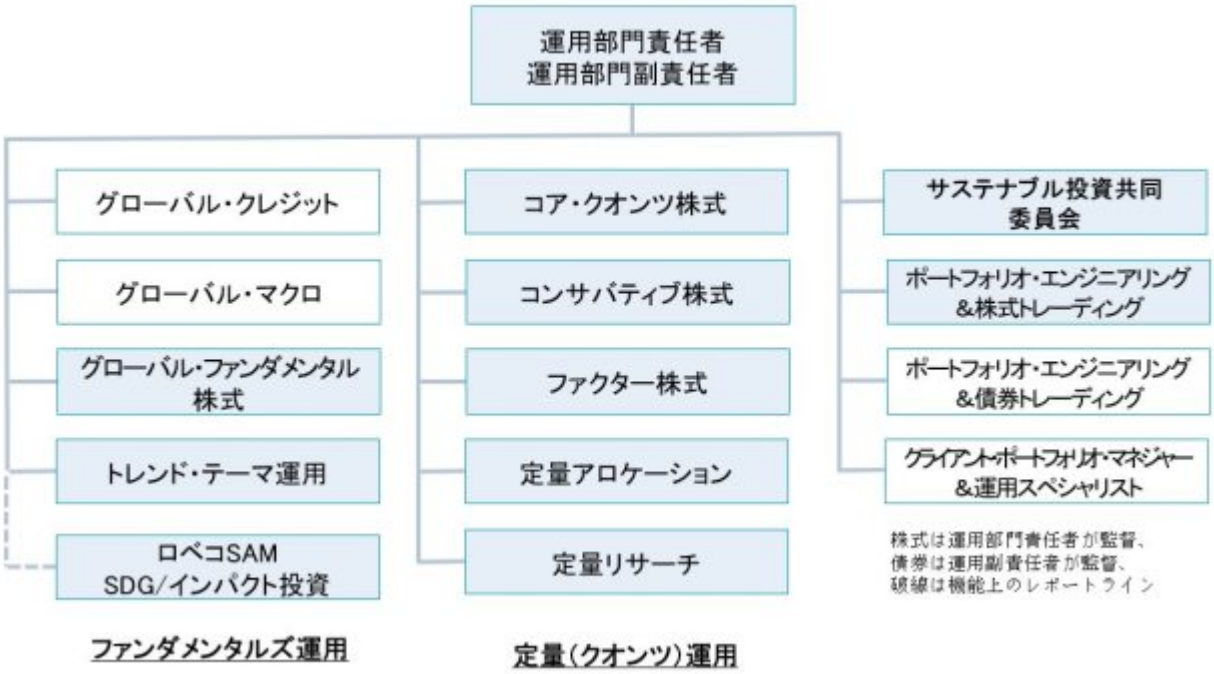

※上記体制等は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益などの範囲で、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「再投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約*を締結します。

＊：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜受取コース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）投資信託証券、短期社債等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

２）投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

３）株式への直接投資は行いません。

４）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
５）外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
６）資金の借入れ
１．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
２．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
３．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。
７）同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
８）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に債券（公社債等）に投資します。債券（公社債等）の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。これら債券（公社債等）の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に新興国債券やハイ・イールド債券、証券化商品等に投資することがあります。これら債券は、相対的に価格変動が大きくなる場合があり、基準価額が大きく下落する要因となることがあり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

また、当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的にハイブリッド証券（CoCo債を含みます。）等に投資します。なお、ハイブリッド証券には劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）、繰上償還延期リスク、利払繰延リスク等の固有リスクがあります。CoCo債には、実質破綻状態にあると監督

官庁が判断した場合に加え、自己資本比率が一定水準を下回った場合などにおいて、損失負担条項に伴い元本の一部もしくは全部が削減される、または強制的に普通株式に転換される等、その価値が元本を大きく下回ることがあります。これらは基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に外貨建て資産に投資するため、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、その結果投資元本を割り込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また、当ファンドでは投資先ファンドにおいて、原則として対円で為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの軽減を図りますが、為替ヘッジ取引は、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

③ 信用リスク

当ファンドが実質的に組み入れた債券（公社債等）の価格は、発行体の経営･財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等に影響を受け、発行体が財政難や経営不安となった場合などには大きく下落し、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。これらは基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。また、新興国の債券やハイ・イールド債券等は、相対的に利回りが高い反面、発行体の財政難や経営不安となったことなどによる信用リスクが大きい場合があります。

④ カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制、税制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

⑤ 流動性リスク

当ファンドで実質的に組入れている債券（公社債等）の中には、市場における流動性が低く、市場環境等によっては、希望する価格、希望する数量の取引が行えないものが含まれている可能性があります。これら流動性の低い債券（公社債等）を売却する場合に、想定した取引が行えない、あるいは不利な価格で取引を行わなければならないことがあります。この影響を受けて基準価額が下落することがあり、その結果投資元本を割り込むことがあります。また、新興国債券やハイ・イールド債券、証券化商品等は、市場規模や取引量が限られることがあり、流動性リスクが高まることがあります。

⑥ デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行います。買い建てたデリバティブ取引等（ロング・ポジション）の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等（ショート・ポジション）の価格が上昇した場合、これらは基準価額が下がる要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、デリバティブ取引は、取引の相手方（カウンターパーティー）の決済不履行などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被る可能性や、原資産の価格変動以上に価格が変動する可能性、理論価格よりも大幅に不利な条件での売買しかできなくなる可能性や売買そのものができなくなる可能性等があります。これらは基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割り込むことがあります。

⑦ その他の留意点

1）金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

2）投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

3）当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。

4）ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。

5）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

- **当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。**
- **運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。**
- **また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。**
- **管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。**
- **法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。**

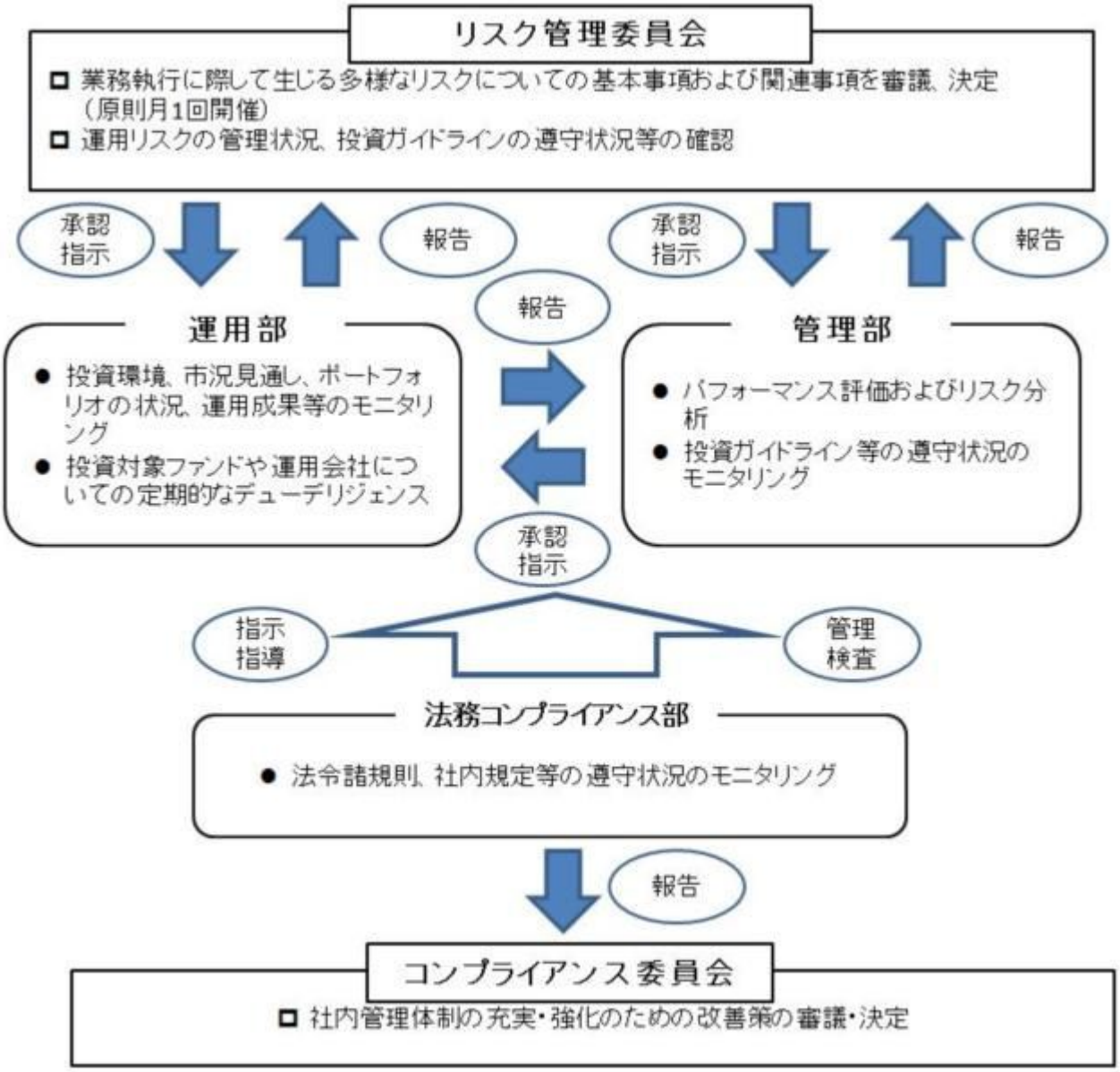

※上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

＜ROBECO＞

コンプライアンス・プログラム、社内規程等の適時・適宜の改定及び見直しや社内研修を通して、発生しうる様々なリスクに対して事前に対応できる体制作りを行っています。特に、法令遵守等の法的リスク、オペレーショナル・リスクについては、法務コンプライアンス部が中心となり、評価・モニタリングを行い、また、必要に応じて改善していきます。これらは、取締役会にてレビュー・モニタリングされており、リスクへの対応、リスク許容度とリスク選好を勘案した具体的な対応がコンプライアンス・プログラムや社内規程等に反映されています。法務コンプライアンス部は、運用部、業務部及び営業部など、如何なる部門からの独立性を保っています。

※上記体制等は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

[投資リスク]

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2015年5月末～2020年4月末

＊分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2019年7月から2020年4月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラス(※)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2015年5月末～2020年4月末

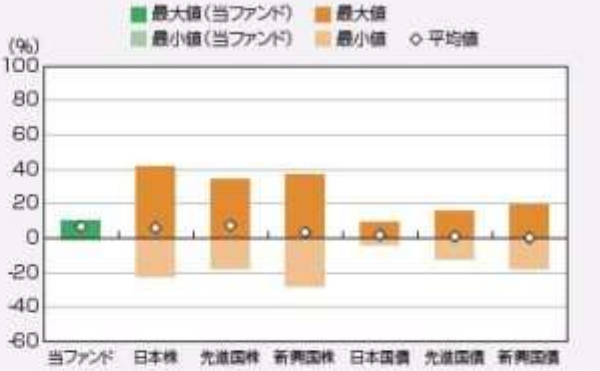

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	9.8	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値	△1.4	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	6.9	6.1	7.5	3.5	1.9	1.1	0.4

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2015年5月から2020年4月の5年間（当ファンドは2019年7月から2020年4月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

＊分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

(※)各資産クラスの指数
日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。購入時手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における購入時手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
・購入時手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に購入時手数料率を乗

じて得た額とします。
・＜再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
※購入時手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	0.693% （税抜0.63%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	0.40%※	管理・投資運用等の対価です。
実質的負担	1.093%程度（税込）	

・投資先ファンドの運用管理報酬等（純資産総額に対して年率0.40%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.093%程度です。
※投資対象とする投資信託証券の詳細については、「第１　ファンドの状況－２　投資方針－（２）投資対象」－「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

② 信託報酬の配分
当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計 0.693% （0.63%）	役務の内容
委託会社	0.220% （0.20%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.440% （0.40%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.033% （0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）
（ａ）株式等の売買委託手数料
（ｂ）外貨建資産の保管費用
（ｃ）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
（ｄ）信託財産に関する租税

（ｅ）信託財産に係る監査費用等
（ｆ）その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

（ａ）から（ｄ）記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、（ｅ）記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額62万円および消費税）が日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。（ｆ）記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

サービス報酬として、管理事務代行報酬、監査報酬、保管受託銀行報酬、法定書類作成費用等が別途投資先ファンドから支払われます。また、租税、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料等についても別途投資先ファンドより支払われます。

※その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①　個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された

税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

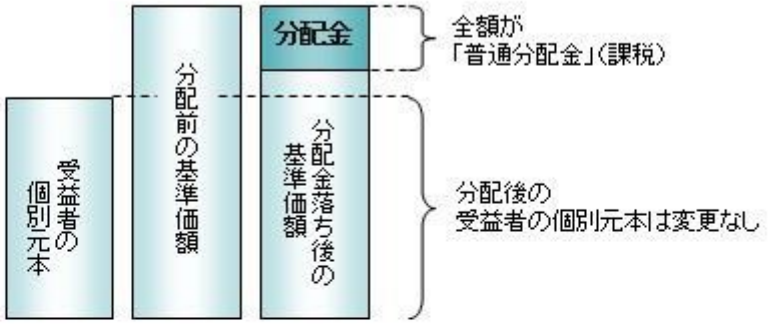

ロ）、ハ）の場合

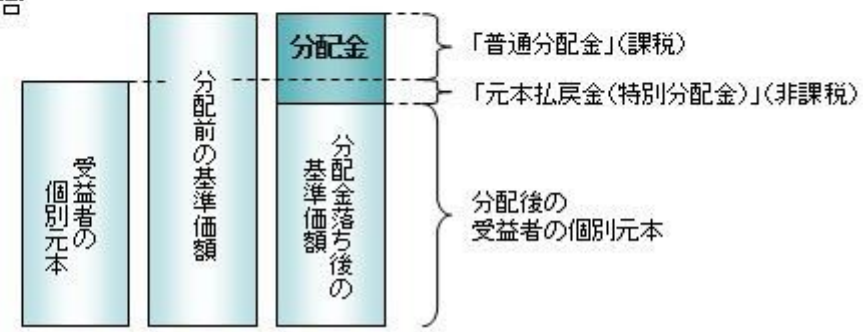

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2020年4月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【オリックス　世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2020年 4月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	1,278,499,303	98.08
親投資信託受益証券	日本	109,747	0.01
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	24,925,815	1.91
合計(純資産総額)		1,303,534,865	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルク	投資証券	Robeco Grobal Credits IBH JPY	121,817.526	10,453	1,273,449,923	10,495.2	1,278,499,303	98.08
日本	親投資信託受益証券	Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド	110,000	0.9977	109,747	0.9977	109,747	0.01

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	98.08
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.09

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末　(2019年 4月22日)	1,185	1,203	1.0064	1.0214

第2計算期間末　(2020年 4月20日)	1,275	1,294	1.0292	1.0442
2019年 4月末日	1,213	―	1.0088	―
5月末日	1,220	―	1.0126	―
6月末日	1,249	―	1.0314	―
7月末日	1,260	―	1.0387	―
8月末日	1,293	―	1.0607	―
9月末日	1,278	―	1.0521	―
10月末日	1,276	―	1.0485	―
11月末日	1,287	―	1.0529	―
12月末日	1,296	―	1.0518	―
2020年 1月末日	1,324	―	1.0718	―
2月末日	1,335	―	1.0801	―
3月末日	1,221	―	0.9937	―
4月末日	1,303	―	1.0330	―

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 7月27日～2019年 4月22日	0.0150
第2期	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.0150

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2018年 7月27日～2019年 4月22日	2.14
第2期	2019年 4月23日～2020年 4月20日	3.76

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2018年 7月27日～2019年 4月22日	1,191,516,594	13,200,000
第2期	2019年 4月23日～2020年 4月20日	117,263,793	55,898,251

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド

以下の運用状況は2020年 4月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	250,042	73.71
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	89,178	26.29
合計(純資産総額)		339,220	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第８７５回国庫短期証券	250,000	100.02	250,054	100.01	250,042	―	2020/6/10	73.71

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	73.71
合計	73.71

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

(2020年4月末現在)

基準価額・純資産の推移

※基準価額は、信託報酬控除後の値です。
※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

決算期	分配金
19年4月	150円
20年4月	150円
—	—
—	—
—	—
設定来累計	300円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

	銘柄名	国／地域	種別	組入比率
1	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 12-JUN-2020	ドイツ	国債	2.6%
2	US TREASURY N/B 15-APR-2021	米国	国債	2.2%
3	LVMH MOET HENNESSY VUITT 11-FEB-2027	フランス	社債	1.3%
4	JPMORGAN CHASE & CO 01-APR-2023	米国	社債	1.2%
5	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/ 02-APR-2040	ベルギー	社債	1.2%
6	DAIMLER FINANCE NA LLC 10-MAR-2025	ドイツ	社債	1.0%
7	ROYAL BK SCOTLND GRP PLC 04-MAR-2025	英国	社債	1.0%
8	DEUTSCHE BANK AG 16-DEC-2024	ドイツ	社債	0.9%
9	RAIFFEISEN BANK INTL (PERP)	オーストリア	社債	0.9%
10	CELANESE US HOLDINGS LLC 11-FEB-2025	米国	社債	0.9%

※組入比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。<暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。

※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。
※2018年は設定日(7月27日)から年末まで、2020年は年初来4月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜再投資コース＞と＜受取コース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜受取コース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
（３）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（４）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
（５）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日から起算して４日以内（土日を除きます。）に下記のいずれかに該当する日を含む場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ルクセンブルグの銀行休業日
●委託会社が定める日
（６）申込金額
取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、購入時手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
（７）申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/
電 話 番 号：03-6880-6448（投資信託部）
受 付 時 間：営業日の9時～17時

（８）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
（９）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞
（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
（２）取扱時間
原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日から起算して４日以内（土日を除きます。）に下記のいずれ

かに該当する日を含む場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ルクセンブルグの銀行休業日

●委託会社が定める日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/
電 話 番 号：03-6880-6448（投資信託部）
受 付 時 間：営業日の9時～17時

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

販売会社が定める単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

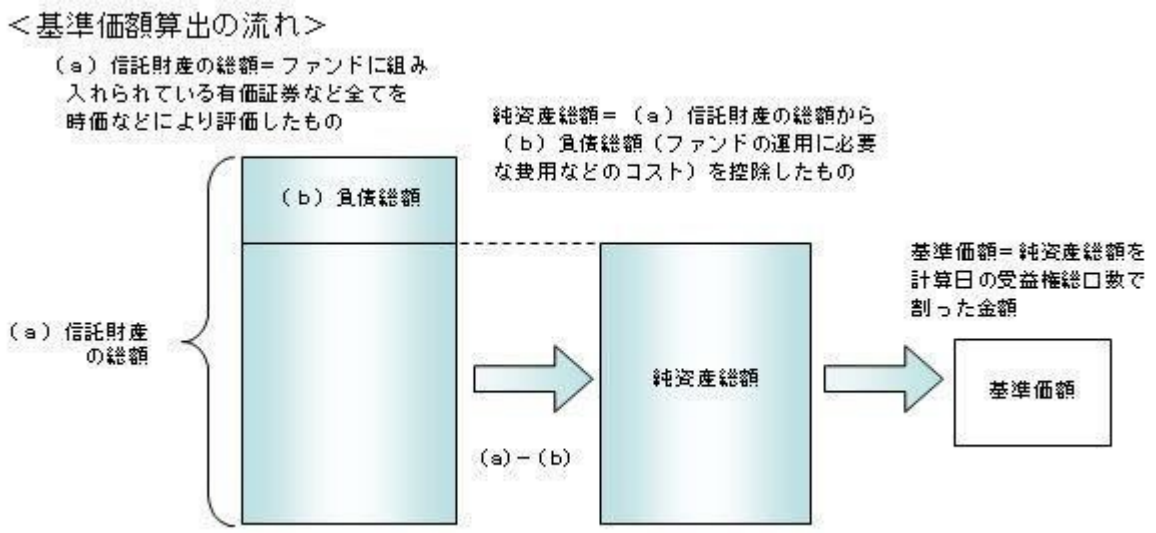

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/
電 話 番 号：03-6880-6448（投資信託部）
受 付 時 間：営業日の9時～17時

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2025年4月18日までとします（2018年7月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPYが償還となったとき

ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>

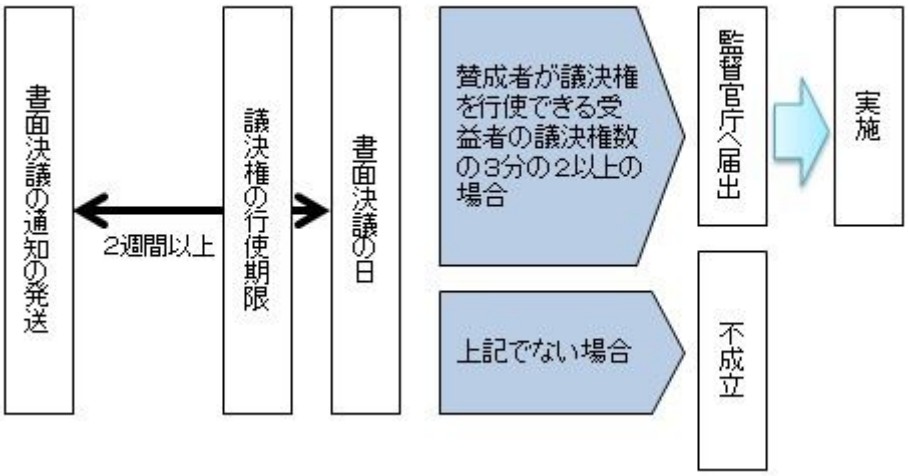

⑤　公告

１）委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
http://www.shinsei-investment.com/

２）１）の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（４）反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が解約請求を行なったとき、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場

合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第３【ファンドの経理状況】

（１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第2期計算期間（平成31年 4月23日から令和 2年 4月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

１【財務諸表】

【オリックス　世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 （平成31年 4月22日現在）	第2期 （令和 2年 4月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,072,574	49,355,572
投資証券	1,147,646,041	1,250,449,923
親投資信託受益証券	109,868	109,747
流動資産合計	1,205,828,483	1,299,915,242
資産合計	1,205,828,483	1,299,915,242
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,674,748	18,595,232
未払受託者報酬	88,553	210,542
未払委託者報酬	1,771,035	4,210,771
未払利息	159	135
その他未払費用	380,433	978,946
流動負債合計	19,914,928	23,995,626
負債合計	19,914,928	23,995,626
純資産の部		
元本等		
元本	1,178,316,594	1,239,682,136
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,596,961	36,237,480
元本等合計	1,185,913,555	1,275,919,616
純資産合計	1,185,913,555	1,275,919,616
負債純資産合計	1,205,828,483	1,299,915,242

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 （自平成30年 7月27日 至平成31年 4月22日）	第2期 （自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
営業収益		
受取配当金	22,458,119	21,867,411
有価証券売買等損益	9,028,983	32,803,761
営業収益合計	31,487,102	54,671,172
営業費用		
支払利息	13,251	29,450
受託者報酬	272,265	414,076
委託者報酬	5,445,281	8,281,301
その他費用	1,188,598	1,946,640
営業費用合計	6,919,395	10,671,467
営業利益又は営業損失（△）	24,567,707	43,999,705
経常利益又は経常損失（△）	24,567,707	43,999,705
当期純利益又は当期純損失（△）	24,567,707	43,999,705
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△107,878	852,509
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	7,596,961
剰余金増加額又は欠損金減少額	596,124	4,526,316
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	596,092	4,526,316
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	437,761
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	437,761
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	17,674,748	18,595,232
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,596,961	36,237,480

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第2期 （自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
１.有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。
３.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として毎年4月21日から翌年4月20日までとなっておりますが、第2期計算期間は前計算期間末日及びその翌日が休業日のため、平成31年 4月23日から令和 2年 4月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 （平成31年 4月22日現在）		第2期 （令和 2年 4月20日現在）	
１． 投資信託財産に係る元本の状況				
	期首元本額	1,145,178,713円	期首元本額	1,178,316,594円
	期中追加設定元本額	46,337,881円	期中追加設定元本額	117,263,793円
	期中一部解約元本額	13,200,000円	期中一部解約元本額	55,898,251円
２． 計算期間の末日における受益権総数		1,178,316,594口		1,239,682,136口
３． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	-円	元本の欠損	-円
４． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.0064円	1口当たり純資産額	1.0292円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,064円)	(10,000口当たり純資産額)	(10,292円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 （自平成30年 7月27日 至平成31年 4月22日）		第2期 （自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）	
１.分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	17,476,998円	費用控除後の配当等収益額	17,272,358円

	費用控除後の有価証券売買等損益額 7,198,587円 収益調整金 596,124円 分配準備積立金 -円 当ファンドの分配対象収益額 25,271,709円 当ファンドの期末残存口数 1,178,316,594口 10,000口当たり収益分配対象額 214.46円 10,000口当たり分配金 150.00円 分配金 17,674,748円	費用控除後の有価証券売買等損益額 25,874,838円 収益調整金 4,988,750円 分配準備積立金 6,696,766円 当ファンドの分配対象収益額 54,832,712円 当ファンドの期末残存口数 1,239,682,136口 10,000口当たり収益分配対象額 442.31円 10,000口当たり分配金 150.00円 分配金 18,595,232円
２.剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。	当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

第1期 （自平成30年 7月27日 至平成31年 4月22日）	第2期 （自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
１金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	１金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	２金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
３金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。	３金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

第1期 （平成31年 4月22日現在）	第2期 （令和 2年 4月20日現在）
１貸借対照表計上額、時価及びその差額	１貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第1期 （平成31年 4月22日現在）	第2期 （令和 2年 4月20日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	8,939,649	32,641,517
親投資信託受益証券	△132	△121
合計	8,939,517	32,641,396

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 （自平成30年 7月27日 至平成31年 4月22日）	第2期 （自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期 （自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表　（令和 2年 4月20日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資証券	Robeco Global Credits IBH JPY	119,622.9620	1,250,449,923	
投資証券合計		119,622.9620	1,250,449,923	
親投資信託受益証券	Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド	110,000	109,747	
親投資信託受益証券合計		110,000	109,747	
合計			1,250,559,670	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第４　不動産等明細表
該当事項はありません。

第５　商品明細表
該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８　借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（オリックス　世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり））（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ籍の円建て外国投資法人である「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券であります。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日（令和1年12月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは、「Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（令和 2年 4月20日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	89,178
国債証券	250,054
流動資産合計	339,232
資産合計	339,232
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	340,000
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△768
元本等合計	339,232
純資産合計	339,232
負債純資産合計	339,232

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 2年 4月20日現在	
1． 投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	340,000円
	期中追加設定元本額	-円
	期中一部解約元本額	-円
	期末元本額	340,000円
	元本の内訳＊	
	オリックス　世界国債ファンド（グローバル・ダイナミック・デュレーション）（為替ヘッジあり）	140,000円
	オリックス　世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）	110,000円
	オリックス　先進国株式マーケット・プラス・ファンド	90,000円
2． 計算日における受益権総数		340,000口
3． 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	768円
4． 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.9977円
	(10,000口当たり純資産額)	(9,977円)

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

（自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

（令和 2年 4月20日現在）
１貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（令和 2年 4月20日現在）
	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△108
合計	△108

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成31年 4月23日 至令和 2年 4月20日）
該当事項はありません。

附属明細表

第１　有価証券明細表　（令和 2年 4月20日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第８７５回国庫短期証券	250,000	250,054	
合計		250,000	250,054	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第４　不動産等明細表
該当事項はありません。

第５　商品明細表
該当事項はありません。

第６　商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第７　その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第８　借入金明細表
該当事項はありません。

Robeco Global Credit

純資産計算書
2019年12月31日現在

	Robeco Global Credit ユーロ
資産	
投資有価証券簿価	**1,635,205,136**
未実現利益／（損失）	**61,492,530**
投資有価証券時価	**1,696,697,666**
預金	76,146,515
未収販売代金	996,785
未収利息	15,779,490
金融先物契約未実現利益	382,366
為替先渡契約未実現利益	27,478,141
スワップ公正価値	349,172
その他資産	1,464
資産合計	**1,817,831,599**
負債	
当座貸越	237,821
未払換金代金	913,737
未払利息	285,274
未払運用報酬	612,098
金融先物契約未実現損失	5,214,429
為替先渡契約未実現損失	5,251,271
スワップ公正価値	15,559,554
その他負債	217,884
負債合計	**28,292,068**
純資産合計	**1,789,539,531**

Robeco Global Credit（続き）

株主資本変動計算書
2019年12月31日までの1年間

	Robeco Global Credit ユーロ
当期初における純資産額	**1,224,964,438**
収入	
債券による金利収入（源泉税徴収後）	43,231,170
スワップ契約に係る金利	640,779
有価証券貸付収入	129,611
銀行利息	81,944
収入合計	**44,083,504**

費用	
運用報酬	5,773,566
預託報酬	113,948
サービス報酬	1,224,934
税金等	220,392
銀行その他未払利息	197,816
スワップ契約に係る金利	8,590,418
営業費用	39,482
費用合計	**16,160,556**
純投資収益／（損失）	**27,922,948**
純実現利益／（損失）：	
保有有価証券の売却	36,952,186
金融先物契約	23,297,251
為替先渡契約	11,361,761
スワップ契約	11,291,525
為替取引	(26,978,811)
当期に係る純実現利益（損失）	**55,923,912**
未実現利益（損失）の変動：	
保有有価証券	89,470,979
金融先物契約	(13,645,696)
為替先渡契約	24,530,757
スワップ契約	(19,840,680)
為替取引	(123,509)
当期に係る未実現評価益（評価損）の純変動	**80,391,851**
ファンド運営に係る結果としての純資産の増加（減少）	**164,238,711**
販売	657,224,505
換金	(246,181,912)
資本勘定の変動に係る純資産額の増減	**411,042,593**
分配金支払	(10,706,211)
当期末における純資産額	**1,789,539,531**

＜参考情報＞
「Robeco Capital Growth Funds - Robeco Global Credits - IBH JPY」
組入れ資産の明細（2020年4月末現在）

銘柄名	種別	国／地域	利率	償還日	評価額	構成比
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 12-JUN-2020	国債	ドイツ	0.000	2020/6/12	43,782,743.12	2.6%
US TREASURY N/B 15-APR-2021	国債	米国	2.375	2021/4/15	37,039,150.37	2.2%
LVMH MOET HENNESSY VUITT 11-FEB-2027	社債	フランス	1.125	2027/2/11	22,333,577.22	1.3%
JPMORGAN CHASE & CO 01-APR-2023	社債	米国	3.207	2023/4/1	21,079,271.32	1.2%
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/ 02-APR-2040	社債	ベルギー	3.700	2040/4/2	21,050,727.23	1.2%
DAIMLER FINANCE NA LLC 10-MAR-2025	社債	ドイツ	2.125	2025/3/10	17,810,768.95	1.0%
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC 04-MAR-2025	社債	英国	2.000	2025/3/4	16,762,941.77	1.0%
DEUTSCHE BANK AG 16-DEC-2024	社債	ドイツ	2.625	2024/12/16	15,686,394.25	0.9%
RAIFFEISEN BANK INTL (PERP)	社債	オーストリア	6.125	--	15,653,145.00	0.9%
CELANESE US HOLDINGS LLC 11-FEB-2025	社債	米国	1.250	2025/2/11	14,580,179.17	0.9%

INTERCONTINENTAL HOTELS 24-AUG-2026	社債	英国	2.125	2026/8/24	14,415,225.76	0.8%
AEROPORTI DI ROMA SPA 20-FEB-2023	証券化商品	イタリア	5.441	2023/2/20	14,379,555.87	0.8%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY 24-JAN-2023	社債	英国	1.000	2023/1/24	14,175,990.47	0.8%
ZF NA CAPITAL 29-APR-2025	社債	ドイツ	4.750	2025/4/29	14,174,129.02	0.8%
ZIMMER BIOMET HOLDINGS 15-NOV-2027	社債	米国	1.164	2027/11/15	12,655,381.50	0.7%
AMERICAN TOWER CORP 15-JUN-2023	社債	米国	3.000	2023/6/15	12,289,549.64	0.7%
AIB GROUP PLC (PERP)	社債	アイルランド	5.250	--	12,250,693.90	0.7%
STANDARD CHARTERED PLC 15-MAR-2024	社債	英国	3.885	2024/3/15	12,248,370.70	0.7%
ABU DHABI GOVT INT'L 30-SEP-2049	政府機関債	アラブ首長国連邦	3.125	2049/9/30	11,789,676.78	0.7%
WOODSIDE FINANCE LTD 04-MAR-2029	社債	オーストラリア	4.500	2029/3/4	11,427,828.33	0.7%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 20-JUN-2024	社債	米国	3.400	2024/6/20	11,382,672.38	0.7%
WELLS FARGO & COMPANY 14-AUG-2030	社債	米国	0.625	2030/8/14	11,207,123.42	0.7%
AKER BP ASA 15-JAN-2030	社債	ノルウェー	3.750	2030/1/15	11,199,061.71	0.7%
WESTLAKE CHEMICAL CORP 17-JUL-2029	社債	米国	1.625	2029/7/17	11,170,463.48	0.7%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG (PERP)	社債	スペイン	8.875	--	11,001,745.92	0.6%
ENBRIDGE INC 15-NOV-2029	社債	カナダ	3.125	2029/11/15	10,834,755.26	0.6%
LEASEPLAN CORPORATION NV (PERP)	社債	オランダ	7.375	--	10,778,735.21	0.6%
BANK OF AMERICA CORP 15-MAR-2025	社債	米国	---	2025/3/15	10,773,531.05	0.6%
LEASEPLAN CORPORATION NV 13-SEP-2023	社債	オランダ	0.125	2023/9/13	10,723,547.73	0.6%
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 15-MAR-2048	社債	米国	4.200	2048/3/15	10,695,276.59	0.6%
DANSKE BANK A/S 12-JAN-2022	社債	デンマーク	5.000	2022/1/12	10,676,795.59	0.6%
DUKE ENERGY FLORIDA LLC 15-JUL-2028	社債	米国	3.800	2028/7/15	10,671,453.24	0.6%
DANSKE BANK A/S 21-JUN-2029	社債	デンマーク	2.500	2029/6/21	10,633,194.60	0.6%
BRASKEM IDESA SAPI 15-NOV-2029	社債	メキシコ	7.450	2029/11/15	10,220,202.59	0.6%
DELL INT LLC / EMC CORP 15-JUL-2046	社債	米国	8.350	2046/7/15	10,059,472.45	0.6%
SANTANDER UK GROUP HLDGS 28-FEB-2025	社債	英国	0.391	2025/2/28	10,048,152.06	0.6%
ITAU UNIBANCO HLDG SA/KY 21-NOV-2029	社債	ブラジル	4.500	2029/11/21	9,955,925.50	0.6%
CITIGROUP INC 06-JUL-2026	社債	米国	1.250	2026/7/6	9,902,462.87	0.6%
THERMO FISHER SCIENTIFIC 19-SEP-2026	社債	米国	2.950	2026/9/19	9,898,084.42	0.6%
BANKINTER SA 08-JUL-2026	社債	スペイン	0.875	2026/7/8	9,852,403.35	0.6%
INTERNATIONAL PAPER CO 15-JUN-2044	社債	米国	4.800	2044/6/15	9,736,976.89	0.6%
CHEVRON PHILLIPS CHEM CO 01-APR-2025	社債	米国	5.125	2025/4/1	9,632,563.77	0.6%
AKER BP ASA 15-JAN-2030	社債	ノルウェー	3.750	2030/1/15	9,621,587.00	0.6%
COMCAST CORP 01-MAY-2028	社債	米国	3.550	2028/5/1	9,528,880.10	0.6%
NETWORK I2I LTD (PERP)	社債	インド	5.650	--	9,489,846.00	0.6%
SOCIETE GENERALE 28-MAR-2024	社債	フランス	3.875	2024/3/28	9,456,221.29	0.6%
SUZANO AUSTRIA GMBH 16-MAR-2047	社債	ブラジル	7.000	2047/3/16	9,410,024.65	0.6%
KOMATSU FINANCE AMERICA 11-SEP-2022	社債	米国	2.437	2022/9/11	9,368,686.01	0.5%
WELLS FARGO & COMPANY 22-JUL-2022	社債	米国	2.625	2022/7/22	9,272,108.16	0.5%
NIBC BANK NV 24-JAN-2028	証券化商品	オランダ	1.000	2028/1/24	9,213,360.39	0.5%
AMERICAN INTL GROUP 26-APR-2023	社債	米国	5.000	2023/4/26	9,175,778.29	0.5%
BPCE SA 28-APR-2025	社債	フランス	0.625	2025/4/28	9,171,898.74	0.5%
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 01-FEB-2022	社債	米国	3.500	2022/2/1	9,110,831.05	0.5%
WEICHAI INTL HK ENERGY (PERP)	社債	中国	3.750	--	8,957,781.73	0.5%
DP WORLD PLC 25-SEP-2048	政府機関債	アラブ首長国連邦	5.625	2048/9/25	8,913,828.69	0.5%
SYNGENTA FINANCE NV 10-SEP-2027	政府機関債	スイス	1.250	2027/9/10	8,868,650.47	0.5%

ERSTE GROUP BANK AG (PERP)	社債	オーストリア	6.500	--	8,864,223.19	0.5%
NEMAK SAB DE CV 23-JAN-2025	社債	メキシコ	4.750	2025/1/23	8,748,302.07	0.5%
APT PIPELINES LTD 15-JUL-2030	社債	オーストラリア	2.000	2030/7/15	8,658,992.78	0.5%
DEUTSCHE BANK AG 20-JAN-2027	社債	ドイツ	1.625	2027/1/20	8,608,769.16	0.5%
SHELL INTERNATIONAL FIN 13-NOV-2028	社債	オランダ	3.875	2028/11/13	8,444,183.83	0.5%
SOCIETE GENERALE 16-OCT-2024	社債	フランス	2.625	2024/10/16	8,397,817.62	0.5%
BANKIA SA 15-MAR-2027	社債	スペイン	3.375	2027/3/15	8,327,202.50	0.5%
BANKINTER SA 07-FEB-2028	証券化商品	スペイン	1.250	2028/2/7	8,187,670.14	0.5%
MONDELEZ INTL HLDINGS NE 19-SEP-2024	社債	オランダ	2.250	2024/9/19	8,183,620.44	0.5%
OTP BANK NYRT 15-JUL-2029	社債	ハンガリー	2.875	2029/7/15	8,062,391.88	0.5%
AMERICAN HONDA FINANCE 27-JUN-2024	社債	米国	2.400	2024/6/27	8,034,165.66	0.5%
TURK SISE VE CAM FABRIKA 14-MAR-2026	社債	トルコ	6.950	2026/3/14	7,954,318.52	0.5%
ENBRIDGE ENERGY PARTNERS 15-OCT-2045	社債	米国	7.375	2045/10/15	7,914,273.30	0.5%
BANCO DE SABADELL SA 07-MAR-2024	社債	スペイン	1.625	2024/3/7	7,912,214.05	0.5%
SYNGENTA FINANCE NV 24-APR-2048	政府機関債	スイス	5.676	2048/4/24	7,860,514.53	0.5%
BARCLAYS PLC 07-MAY-2025	社債	英国	3.932	2025/5/7	7,824,882.61	0.5%
BMW US CAPITAL LLC 12-APR-2023	社債	ドイツ	3.450	2023/4/12	7,747,581.45	0.5%
BANKINTER SA 06-OCT-2027	社債	スペイン	0.625	2027/10/6	7,745,153.49	0.5%
STATE OF QATAR 16-APR-2030	政府機関債	カタール	3.750	2030/4/16	7,673,641.09	0.4%
BANK OF IRELAND GROUP 14-OCT-2029	社債	アイルランド	2.375	2029/10/14	7,669,585.20	0.4%
SWEDBANK AB 05-MAY-2025	社債	スウェーデン	0.750	2025/5/5	7,658,610.98	0.4%
RSA INSURANCE GROUP PLC 28-AUG-2024	社債	英国	1.625	2024/8/28	7,599,850.82	0.4%
DAIMLER FINANCE NA LLC 22-FEB-2022	社債	ドイツ	3.400	2022/2/22	7,558,008.44	0.4%
HUNTSMAN INTERNATIONAL L 01-APR-2025	社債	米国	4.250	2025/4/1	7,484,445.02	0.4%
BPCE SA 14-JAN-2025	社債	フランス	2.375	2025/1/14	7,413,244.52	0.4%
THERMO FISHER SCIENTIFIC 01-FEB-2024	社債	米国	4.150	2024/2/1	7,398,664.11	0.4%
BANKIA SA (PERP)	社債	スペイン	6.000	--	7,394,980.62	0.4%
FOMENTO ECONOMICO MEX 16-JAN-2050	社債	メキシコ	3.500	2050/1/16	7,351,791.32	0.4%
CNH INDUSTRIAL CAP LLC 15-JAN-2024	社債	米国	4.200	2024/1/15	7,328,246.60	0.4%
BMW FINANCE NV 14-APR-2023	社債	ドイツ	0.000	2023/4/14	7,325,886.57	0.4%
STANDARD CHARTERED PLC 01-APR-2031	社債	英国	4.644	2031/4/1	7,325,826.27	0.4%
ENEL FINANCE INTL NV 10-SEP-2024	社債	イタリア	2.650	2024/9/10	7,288,283.72	0.4%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (PERP)	政府機関債	フランス	5.000	--	7,201,262.30	0.4%
BRITISH TELECOMMUNICATIO 07-DEC-2028	社債	英国	5.750	2028/12/7	7,187,476.33	0.4%
FRESENIUS MEDICAL CARE A 29-NOV-2023	社債	ドイツ	0.250	2023/11/29	7,055,082.60	0.4%
GOLDMAN SACHS GROUP INC 01-APR-2025	社債	米国	3.500	2025/4/1	6,879,882.64	0.4%
ZF EUROPE FINANCE BV 23-OCT-2029	社債	ドイツ	3.000	2029/10/23	6,792,881.53	0.4%
BANCO DE SABADELL SA 06-MAY-2026	社債	スペイン	5.625	2026/5/6	6,788,559.32	0.4%
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 16-AUG-2077	社債	米国	4.875	2077/8/16	6,681,987.49	0.4%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-MAY-2024	社債	オーストラリア	5.125	2024/5/15	6,641,542.96	0.4%
FCA BANK SPA IRELAND 15-NOV-2021	社債	イタリア	1.000	2021/11/15	6,560,951.90	0.4%
ELM BV(HELVETIA SCHWEIZ) 29-SEP-2047	社債	スイス	3.375	2047/9/29	6,468,441.98	0.4%
MITSUBISHI UFJ FIN GRP 02-MAR-2023	社債	日本	3.455	2023/3/2	6,467,171.31	0.4%
NIBC BANK NV (PERP)	社債	オランダ	6.000	--	6,433,057.78	0.4%
YINGDE GASES INVSTMT LTD 19-JAN-2023	社債	中国	6.250	2023/1/19	6,426,396.69	0.4%
HSBC HOLDINGS PLC 22-NOV-2023	社債	英国	3.033	2023/11/22	6,353,282.83	0.4%

NATIONWIDE BLDG SOCIETY 21-JUL-2025	社債	英国	3.900	2025/7/21	6,229,571.44	0.4%
BANK OF IRELAND GROUP 19-SEP-2027	社債	アイルランド	3.125	2027/9/19	6,227,954.97	0.4%
VOLKSWAGEN INTL FIN NV 16-NOV-2038	社債	ドイツ	4.125	2038/11/16	6,223,905.46	0.4%
AT&T INC 15-DEC-2043	社債	米国	5.350	2043/12/15	6,215,591.39	0.4%
BARCLAYS PLC (PERP)	社債	英国	7.750	--	6,159,521.51	0.4%
DOW CHEMICAL CO/THE 15-MAR-2027	社債	米国	0.500	2027/3/15	6,139,654.49	0.4%
DELL INT LLC / EMC CORP 15-JUN-2026	社債	米国	6.020	2026/6/15	6,118,651.37	0.4%
SGSP AUSTRALIA ASSETS 07-JUL-2027	政府機関債	オーストラリア	3.500	2027/7/7	6,050,354.01	0.4%
BMW US CAPITAL LLC 18-APR-2029	社債	ドイツ	3.625	2029/4/18	6,037,434.49	0.4%
GOLDMAN SACHS GROUP INC 01-MAY-2025	社債	米国	1.250	2025/5/1	5,991,231.94	0.4%
BANCO SANTANDER SA 05-JAN-2026	社債	スペイン	1.375	2026/1/5	5,916,252.26	0.3%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG (PERP)	社債	スペイン	5.875	--	5,830,339.05	0.3%
BANQUE FED CRED MUTUEL 19-DEC-2024	社債	フランス	1.750	2024/12/19	5,787,740.10	0.3%
DAIMLER FINANCE NA LLC 22-FEB-2022	社債	ドイツ	3.400	2022/2/22	5,629,381.44	0.3%
BARCLAYS PLC 15-FEB-2023	社債	英国	4.610	2023/2/15	5,468,849.94	0.3%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (PERP)	政府機関債	フランス	6.000	--	5,422,879.97	0.3%
BANK OF IRELAND GROUP 19-SEP-2027	社債	アイルランド	4.125	2027/9/19	5,381,738.08	0.3%
FCA BANK SPA IRELAND 28-FEB-2023	社債	イタリア	0.250	2023/2/28	5,342,661.20	0.3%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-MAY-2022	社債	オーストラリア	4.750	2022/5/15	5,339,313.65	0.3%
AT&T INC 15-JUL-2025	社債	米国	3.600	2025/7/15	5,335,125.51	0.3%
FMC FINANCE VII SA 15-FEB-2021	社債	ドイツ	5.250	2021/2/15	5,330,172.86	0.3%
ERSTE GROUP BANK AG 26-MAY-2025	社債	オーストリア	5.500	2025/5/26	5,226,840.02	0.3%
HOLDING D'INFRASTRUCTURE 27-MAR-2023	社債	フランス	0.625	2023/3/27	5,217,383.85	0.3%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-SEP-2027	社債	オーストラリア	4.500	2027/9/15	5,181,343.43	0.3%
GOLDMAN SACHS GROUP INC 16-NOV-2026	社債	米国	3.500	2026/11/16	5,149,836.59	0.3%
SANTANDER UK GROUP HLDGS (PERP)	社債	英国	7.375	--	5,059,880.35	0.3%
GRUPO BIMBO SAB DE CV 27-JUN-2024	社債	メキシコ	3.875	2024/6/27	5,046,939.40	0.3%
BRASKEM FINANCE LTD 03-FEB-2024	社債	ブラジル	6.450	2024/2/3	5,008,336.41	0.3%
ZIMMER BIOMET HOLDINGS 20-MAR-2030	社債	米国	3.550	2030/3/20	4,982,524.52	0.3%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 07-APR-2025	社債	米国	5.875	2025/4/7	4,981,699.21	0.3%
GENERAL MILLS INC 15-JAN-2026	社債	米国	0.450	2026/1/15	4,939,840.93	0.3%
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 15-APR-2046	社債	米国	4.400	2046/4/15	4,919,925.55	0.3%
TRANSCANADA TRUST 15-MAR-2077	社債	カナダ	5.300	2077/3/15	4,892,639.89	0.3%
ABU DHABI GOVT INT'L 16-APR-2030	政府機関債	アラブ首長国連邦	3.125	2030/4/16	4,888,912.86	0.3%
ING GROEP NV 06-JAN-2026	社債	オランダ	4.625	2026/1/6	4,848,794.61	0.3%
ENBRIDGE INC 15-JUL-2027	社債	カナダ	3.700	2027/7/15	4,774,059.90	0.3%
CAIXABANK SA 17-MAY-2024	社債	スペイン	1.125	2024/5/17	4,747,142.58	0.3%
ABBVIE INC 06-NOV-2022	社債	米国	3.200	2022/11/6	4,721,094.52	0.3%
KROGER CO 01-AUG-2022	社債	米国	2.800	2022/8/1	4,707,567.55	0.3%
RELX CAPITAL INC 16-MAR-2023	社債	英国	3.500	2023/3/16	4,685,125.85	0.3%
COMCAST CORP 01-FEB-2027	社債	米国	3.300	2027/2/1	4,684,297.26	0.3%
HEINEKEN NV 07-MAY-2040	社債	オランダ	1.750	2040/5/7	4,665,151.26	0.3%
HSBC HOLDINGS PLC 31-MAR-2030	社債	英国	4.950	2030/3/31	4,644,399.88	0.3%
BANCO SANTANDER MEXICO 17-APR-2025	社債	メキシコ	5.375	2025/4/17	4,602,361.16	0.3%
EMERSON ELECTRIC CO 22-MAY-2024	社債	米国	0.375	2024/5/22	4,493,752.39	0.3%
DELL INT LLC / EMC CORP 01-OCT-2026	社債	米国	4.900	2026/10/1	4,471,463.56	0.3%
SHELL INTERNATIONAL FIN 07-NOV-2029	社債	オランダ	2.375	2029/11/7	4,444,548.53	0.3%

AMERICAN HONDA FINANCE 26-AUG-2022	社債	米国	0.350	2022/8/26	4,444,279.55	0.3%
ABN AMRO BANK NV 27-APR-2022	社債	オランダ	6.250	2022/4/27	4,320,445.27	0.3%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY 14-SEP-2026	社債	英国	4.000	2026/9/14	4,259,708.70	0.2%
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO 15-JUN-2039	社債	米国	4.125	2039/6/15	4,120,925.07	0.2%
DBS GROUP HOLDINGS LTD 16-APR-2022	社債	シンガポール	2.850	2022/4/16	4,117,308.27	0.2%
CAIXABANK SA 01-FEB-2024	社債	スペイン	2.375	2024/2/1	4,115,213.98	0.2%
BARCLAYS PLC (PERP)	社債	英国	6.375	--	4,114,186.44	0.2%
AKBANK TAS 31-MAR-2025	社債	トルコ	5.125	2025/3/31	4,111,730.26	0.2%
CENTRICA PLC 19-SEP-2033	社債	英国	7.000	2033/9/19	4,057,529.99	0.2%
CITIGROUP INC 25-APR-2022	社債	米国	2.750	2022/4/25	4,021,509.93	0.2%
AIB GROUP PLC 12-OCT-2023	社債	アイルランド	4.750	2023/10/12	4,006,067.38	0.2%
VODAFONE GROUP PLC 03-OCT-2078	社債	英国	6.250	2078/10/3	4,002,893.09	0.2%
ENTERPRISE PRODUCTS OPER 31-JAN-2030	社債	米国	2.800	2030/1/31	3,969,993.85	0.2%
BANCO DE SABADELL SA 12-DEC-2028	社債	スペイン	5.375	2028/12/12	3,962,263.65	0.2%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (PERP)	政府機関債	フランス	5.375	--	3,904,669.15	0.2%
HSBC HOLDINGS PLC 12-SEP-2026	社債	英国	4.292	2026/9/12	3,893,752.98	0.2%
CHENIERE CORP CHRISTI HD 31-MAR-2025	社債	米国	5.875	2025/3/31	3,856,382.06	0.2%
VOLKSWAGEN INTL FIN NV (PERP)	社債	ドイツ	4.625	--	3,845,287.80	0.2%
HSBC HOLDINGS PLC 16-AUG-2028	社債	英国	2.625	2028/8/16	3,844,666.95	0.2%
BHARTI AIRTEL INTERNATIO 20-MAY-2024	社債	インド	5.350	2024/5/20	3,820,312.84	0.2%
CREDIT SUISSE GROUP AG 02-APR-2026	社債	スイス	3.250	2026/4/2	3,807,551.46	0.2%
CELANESE US HOLDINGS LLC 08-MAY-2024	社債	米国	3.500	2024/5/8	3,787,167.90	0.2%
ACCOR SA (PERP)	社債	フランス	4.375	--	3,776,550.30	0.2%
BANCO SANTANDER MEXICO (PERP)	社債	メキシコ	8.500	--	3,765,972.16	0.2%
GEORGIA POWER CO 30-JUL-2023	社債	米国	2.100	2023/7/30	3,740,489.19	0.2%
SUZANO AUSTRIA GMBH 16-MAR-2047	社債	ブラジル	7.000	2047/3/16	3,722,758.88	0.2%
FRESENIUS US FINANCE II 15-JAN-2023	社債	ドイツ	4.500	2023/1/15	3,663,451.32	0.2%
DP WORLD PLC 25-SEP-2026	政府機関債	アラブ首長国連邦	2.375	2026/9/25	3,647,343.48	0.2%
MONDELEZ INTERNATIONAL 03-DEC-2035	社債	米国	4.500	2035/12/3	3,611,553.75	0.2%
TESCO PLC 10-APR-2047	社債	英国	5.125	2047/4/10	3,588,212.11	0.2%
JPMORGAN CHASE & CO 25-APR-2023	社債	米国	2.776	2023/4/25	3,460,052.71	0.2%
UNITED OVERSEAS BANK LTD 08-MAR-2027	社債	シンガポール	2.880	2027/3/8	3,459,772.07	0.2%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 15-JAN-2048	社債	メキシコ	5.500	2048/1/15	3,449,803.55	0.2%
LLOYDS BANKING GROUP PLC 15-JAN-2024	社債	英国	0.625	2024/1/15	3,402,799.09	0.2%
COMMERZBANK AG 16-MAR-2021	社債	ドイツ	7.750	2021/3/16	3,353,712.52	0.2%
RAIFFEISEN BANK INTL 12-MAR-2030	社債	オーストリア	1.500	2030/3/12	3,310,404.46	0.2%
BANKIA SA 15-FEB-2029	社債	スペイン	3.750	2029/2/15	3,302,413.15	0.2%
CHENIERE ENERGY PARTNERS 01-OCT-2029	社債	米国	4.500	2029/10/1	3,277,137.94	0.2%
INTERCONTINENTAL HOTELS 15-MAY-2027	社債	英国	2.125	2027/5/15	3,187,516.91	0.2%
WM MORRISON SUPERMARKETS 01-OCT-2031	社債	英国	2.500	2031/10/1	3,140,933.97	0.2%
LLOYDS BANKING GROUP PLC (PERP)	社債	英国	5.125	--	3,099,775.04	0.2%
AT&T INC 15-MAR-2040	社債	米国	6.350	2040/3/15	3,091,303.07	0.2%
CAIXABANK SA (PERP)	社債	スペイン	6.750	--	3,047,926.02	0.2%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 17-SEP-2044	社債	メキシコ	5.875	2044/9/17	3,031,982.74	0.2%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 17-SEP-2044	社債	メキシコ	5.875	2044/9/17	2,982,224.34	0.2%
CELANESE US HOLDINGS LLC 01-MAR-2027	社債	米国	2.125	2027/3/1	2,972,155.13	0.2%
BANCO SANTANDER SA (PERP)	社債	スペイン	4.375	--	2,965,075.64	0.2%
ELIA TRANSMISSION BE 28-APR-2030	社債	ベルギー	0.875	2030/4/28	2,950,020.21	0.2%
ELECTRICITE DE FRANCE SA 09-DEC-2049	政府機関債	フランス	2.000	2049/12/9	2,900,022.51	0.2%

BRASKEM AMERICA FINANCE 22-JUL-2041	社債	ブラジル	7.125	2041/7/22	2,829,579.34	0.2%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG (PERP)	社債	スペイン	6.000	--	2,817,746.65	0.2%
DE VOLKSBANK NV 05-NOV-2025	社債	オランダ	3.750	2025/11/5	2,785,291.90	0.2%
SYNGENTA FINANCE NV 28-MAR-2042	政府機関債	スイス	4.375	2042/3/28	2,780,559.06	0.2%
ABBVIE INC 21-NOV-2029	社債	米国	3.200	2029/11/21	2,771,313.95	0.2%
TENCENT HOLDINGS LTD 11-APR-2026	社債	中国	3.575	2026/4/11	2,715,095.96	0.2%
SIEMENS FINANCIERINGSMAT 20-FEB-2023	社債	ドイツ	0.000	2023/2/20	2,697,624.27	0.2%
CAIXA GERAL DE DEPOSITOS 25-NOV-2024	政府機関債	ポルトガル	1.250	2024/11/25	2,691,482.85	0.2%
SYNGENTA FINANCE NV 24-APR-2023	政府機関債	スイス	4.441	2023/4/24	2,561,215.29	0.2%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG (PERP)	社債	スペイン	6.500	--	2,513,749.99	0.1%
CNH INDUSTRIAL FIN EUR S 19-JAN-2026	社債	英国	1.875	2026/1/19	2,508,916.26	0.1%
ZF NA CAPITAL 27-APR-2023	社債	ドイツ	2.750	2023/4/27	2,489,015.25	0.1%
PHILLIPS 66 06-APR-2023	社債	米国	3.700	2023/4/6	2,476,078.47	0.1%
OCCIDENTAL PETROLEUM COR 15-FEB-2047	社債	米国	4.100	2047/2/15	2,425,038.03	0.1%
KINDER MORGAN ENER PART 01-FEB-2024	社債	米国	4.150	2024/2/1	2,374,408.34	0.1%
CHARTER COMM OPT LLC/CAP 01-APR-2031	社債	米国	2.800	2031/4/1	2,329,440.07	0.1%
COLBUN SA 06-MAR-2030	社債	チリ	3.150	2030/3/6	2,293,448.66	0.1%
ASHTEAD CAPITAL INC 15-AUG-2027	社債	英国	4.375	2027/8/15	2,289,181.23	0.1%
TESCO CORP TREASURY SERV 27-APR-2030	社債	英国	2.750	2030/4/27	2,278,595.70	0.1%
KOOKMIN BANK 04-MAY-2025	社債	韓国	1.750	2025/5/4	2,275,347.45	0.1%
STICHTING AK RABOBANK (PERP)	社債	オランダ	6.500	--	2,257,256.72	0.1%
PHILLIPS 66 09-APR-2025	社債	米国	3.850	2025/4/9	2,170,594.32	0.1%
BANCO SANTANDER CHILE 15-DEC-2020	社債	チリ	2.500	2020/12/15	2,162,937.36	0.1%
BAXTER INTERNATIONAL INC 01-APR-2030	社債	米国	3.950	2030/4/1	2,148,388.63	0.1%
PSA BANQUE FRANCE 12-APR-2022	社債	フランス	0.500	2022/4/12	2,116,528.17	0.1%
NATIONWIDE BLDG SOCIETY (PERP)	社債	英国	5.875	--	2,077,726.18	0.1%
WILLIAMS COMPANIES INC 15-NOV-2023	社債	米国	4.500	2023/11/15	2,072,720.11	0.1%
ERSTE GROUP BANK AG (PERP)	社債	オーストリア	5.125	--	2,071,006.64	0.1%
DANSKE BANK A/S 20-DEC-2025	社債	デンマーク	3.244	2025/12/20	2,002,089.21	0.1%
CAIXABANK SA 19-JUN-2026	社債	スペイン	1.375	2026/6/19	1,956,742.81	0.1%
LEASEPLAN CORPORATION NV 03-OCT-2022	社債	オランダ	0.750	2022/10/3	1,938,175.14	0.1%
AKER BP ASA 31-MAR-2025	社債	ノルウェー	5.875	2025/3/31	1,897,964.26	0.1%
DAIMLER FINANCE NA LLC 06-JAN-2027	社債	ドイツ	3.450	2027/1/6	1,733,086.86	0.1%
APACHE CORP 01-FEB-2042	社債	米国	5.250	2042/2/1	1,727,360.61	0.1%
SHIMAO PROPERTY HLDGS 15-JUL-2026	社債	中国	5.600	2026/7/15	1,717,509.02	0.1%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-MAY-2022	社債	オーストラリア	4.750	2022/5/15	1,701,847.79	0.1%
MORGAN STANLEY 01-APR-2031	社債	米国	3.622	2031/4/1	1,671,274.89	0.1%
PARKER-HANNIFIN CORP 14-JUN-2024	社債	米国	2.700	2024/6/14	1,669,512.13	0.1%
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 01-JUN-2060	社債	ベルギー	4.600	2060/6/1	1,632,654.19	0.1%
VERIZON COMMUNICATIONS 01-NOV-2034	社債	米国	4.400	2034/11/1	1,630,354.90	0.1%
DAIMLER FINANCE NA LLC 22-FEB-2029	社債	ドイツ	4.300	2029/2/22	1,604,690.25	0.1%
BANCO DE SABADELL SA 27-MAR-2025	社債	スペイン	1.125	2025/3/27	1,581,244.54	0.1%
BANCO DE SABADELL SA (PERP)	社債	スペイン	6.500	--	1,474,192.91	0.1%
COMCAST CORP 01-APR-2040	社債	米国	3.750	2040/4/1	1,460,116.71	0.1%
GENERAL MILLS INC 15-APR-2030	社債	米国	2.875	2030/4/15	1,388,659.78	0.1%
MONDELEZ INTERNATIONAL 13-APR-2030	社債	米国	2.750	2030/4/13	1,321,927.10	0.1%
TRANSELEC SA 12-JAN-2029	社債	チリ	3.875	2029/1/12	1,228,525.89	0.1%
COLBUN SA 11-OCT-2027	社債	チリ	3.950	2027/10/11	1,176,206.36	0.1%

CHINA GOVERNMENT BOND 21-NOV-2029	国債	中国	3.130	2029/11/21	1,171,997.83	0.1%
THERMO FISHER SCIENTIFIC 15-APR-2023	社債	米国	3.000	2023/4/15	1,101,498.14	0.1%
KONINKIJKE AHOLD DLHAIZE 01-OCT-2040	社債	オランダ	5.700	2040/10/1	1,070,413.23	0.1%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG (PERP)	社債	スペイン	5.875	--	952,733.71	0.1%
APACHE CORP 01-JUL-2049	社債	米国	5.350	2049/7/1	918,892.94	0.1%
EMBRAER NETHERLANDS FINA 15-JUN-2025	社債	ブラジル	5.050	2025/6/15	892,740.06	0.1%
TEVA PHARMACEUTICALS NE 31-JAN-2025	社債	イスラエル	7.125	2025/1/31	799,355.95	0.0%
ELECTRICITE DE FRANCE SA (PERP)	政府機関債	フランス	3.000	--	761,511.16	0.0%
BANCOLOMBIA SA 29-JAN-2025	社債	コロンビア	3.000	2025/1/29	740,104.49	0.0%
CREDIT SUISSE AG 08-AUG-2023	社債	スイス	6.500	2023/8/8	737,473.44	0.0%
SAUDI TELECOM CO 13-MAY-2029	政府機関債	サウジアラビア	3.890	2029/5/13	698,024.15	0.0%
ST MARYS CEMENT INC 28-JAN-2027	社債	ブラジル	5.750	2027/1/28	692,909.58	0.0%
WEICHAI INTL HK ENERGY (PERP)	社債	中国	3.750	--	691,599.02	0.0%
BANGKOK BANK PCL/HK 25-SEP-2034	社債	タイ	3.733	2034/9/25	677,231.36	0.0%
OJSC NOVO(STEEL FUNDING) 21-SEP-2024	社債	ロシア	4.000	2024/9/21	671,745.10	0.0%
CRCC CHENGAN LTD (PERP)	政府機関債	中国	3.970	--	659,131.52	0.0%
AUTORIDAD CANAL DE PANAM 29-JUL-2035	政府機関債	パナマ	4.950	2035/7/29	657,481.42	0.0%
PETRONAS CAPITAL LTD 21-APR-2030	政府機関債	マレーシア	3.500	2030/4/21	647,351.38	0.0%
ECOPETROL SA 26-JUN-2026	政府機関債	コロンビア	5.375	2026/6/26	625,730.28	0.0%
TELEFONICA EUROPE BV (PERP)	社債	スペイン	5.875	--	622,761.03	0.0%
YINGDE GASES INVSTMT LTD 19-JAN-2023	社債	中国	6.250	2023/1/19	615,364.52	0.0%
BANCO SANTANDER MEXICO 09-NOV-2022	社債	メキシコ	4.125	2022/11/9	609,408.30	0.0%
BRASKEM IDESA SAPI 15-NOV-2029	社債	メキシコ	7.450	2029/11/15	601,005.91	0.0%
ENEL GENERACION CHILE SA 15-APR-2024	社債	チリ	4.250	2024/4/15	594,990.87	0.0%
TURKIYE GARANTI BANKASI 13-SEP-2022	社債	トルコ	5.250	2022/9/13	594,175.26	0.0%
RAIZEN FUELS FINANCE 20-JAN-2027	社債	ブラジル	5.300	2027/1/20	580,522.56	0.0%
UNITED OVERSEAS BANK LTD 08-MAR-2027	社債	シンガポール	2.880	2027/3/8	568,240.12	0.0%
RAIFFEISEN BANK INTL (PERP)	社債	オーストリア	6.125	--	566,495.91	0.0%
NETWORK I2I LTD (PERP)	社債	インド	5.650	--	547,176.93	0.0%
ALTICE FINANCING SA 15-MAY-2026	社債	ルクセンブルグ	7.500	2026/5/15	539,733.55	0.0%
PERUSAHAAN LISTRIK NEGAR 21-MAY-2028	政府機関債	インドネシア	5.450	2028/5/21	536,192.30	0.0%
BRASKEM FINANCE LTD 03-FEB-2024	社債	ブラジル	6.450	2024/2/3	536,169.79	0.0%
SUZANO AUSTRIA GMBH 15-JAN-2029	社債	ブラジル	6.000	2029/1/15	535,611.12	0.0%
QNB FINANCE LTD 12-FEB-2027	政府機関債	カタール	2.750	2027/2/12	524,092.39	0.0%
CLP POWER HK FINANCE LTD (PERP)	社債	香港	3.550	--	513,765.47	0.0%
WYNN MACAU LTD 01-OCT-2024	社債	マカオ	4.875	2024/10/1	510,989.54	0.0%
JSW STEEL LTD 13-APR-2022	社債	インド	5.250	2022/4/13	501,775.31	0.0%
NBK TIER 1 FINANCING 2 (PERP)	社債	クウェート	4.500	--	493,906.99	0.0%
OOREDOO INTL FINANCE 21-FEB-2023	政府機関債	カタール	3.250	2023/2/21	490,701.95	0.0%
SAUDI ELEC GLB SUKUK 27-SEP-2028	政府機関債	サウジアラビア	4.723	2028/9/27	486,438.74	0.0%
ENN ENERGY HOLDINGS LTD 24-JUL-2022	社債	中国	3.250	2022/7/24	480,825.76	0.0%

DBS GROUP HOLDINGS LTD 11-APR-2028	社債	シンガポール	1.500	2028/4/11	477,207.19	0.0%
TURK SISE VE CAM FABRIKA 14-MAR-2026	社債	トルコ	6.950	2026/3/14	471,744.16	0.0%
PT BANK TABUNGAN NEGARA 23-JAN-2025	政府機関債	インドネシア	4.200	2025/1/23	468,627.90	0.0%
SANDS CHINA LTD 08-AUG-2028	社債	マカオ	5.400	2028/8/8	466,094.71	0.0%
VANKE REAL ESTATE HK 07-JUN-2024	社債	中国	4.200	2024/6/7	465,992.28	0.0%
EMBRAER NETHERLANDS FINA 15-JUN-2025	社債	ブラジル	5.050	2025/6/15	464,326.43	0.0%
ITAU UNIBANCO HLDG SA/KY 21-NOV-2029	社債	ブラジル	4.500	2029/11/21	464,119.43	0.0%
AKBANK TAS 24-OCT-2022	社債	トルコ	5.000	2022/10/24	461,988.73	0.0%
OTP BANK NYRT 15-JUL-2029	社債	ハンガリー	2.875	2029/7/15	459,048.00	0.0%
SAUDI ARABIAN OIL CO 16-APR-2039	政府機関債	サウジアラビア	4.250	2039/4/16	456,532.82	0.0%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-MAY-2022	社債	オーストラリア	4.750	2022/5/15	451,214.69	0.0%
SAPPI PAPIER HOLDNG GMBH 15-APR-2026	社債	南アフリカ	3.125	2026/4/15	449,941.33	0.0%
ITAU UNIBANCO HLDG SA/KY 13-MAY-2023	社債	ブラジル	5.125	2023/5/13	441,639.46	0.0%
TURKCELL ILETISIM HIZMET 15-OCT-2025	社債	トルコ	5.750	2025/10/15	434,646.92	0.0%
FIRST QUANTUM MINERALS L 01-MAR-2024	社債	ザンビア	6.500	2024/3/1	434,622.88	0.0%
MDGH - GMTN BV 07-NOV-2049	政府機関債	アラブ首長国連邦	3.700	2049/11/7	432,553.67	0.0%
ABU DHABI GOVT INT'L 30-SEP-2049	政府機関債	アラブ首長国連邦	3.125	2049/9/30	424,552.12	0.0%
DBS GROUP HOLDINGS LTD (PERP)	社債	シンガポール	3.300	--	411,200.00	0.0%
BANK OF NOVA SCOTIA 16-DEC-2025	社債	カナダ	4.500	2025/12/16	405,707.20	0.0%
ABU DHABI NATIONAL ENERG 03-OCT-2049	政府機関債	アラブ首長国連邦	4.000	2049/10/3	405,305.61	0.0%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 04-OCT-2027	社債	メキシコ	4.000	2027/10/4	399,751.43	0.0%
SAPPI PAPIER HOLDNG GMBH 15-JUN-2032	社債	南アフリカ	7.500	2032/6/15	399,243.92	0.0%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 12-MAR-2021	社債	米国	3.450	2021/3/12	397,273.61	0.0%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG (PERP)	社債	スペイン	8.875	--	393,243.68	0.0%
JUBILANT PHARMA LTD 05-MAR-2024	社債	インド	6.000	2024/3/5	391,810.07	0.0%
TBG GLOBAL PTE LTD 10-FEB-2022	社債	インドネシア	5.250	2022/2/10	388,868.49	0.0%
GTH FINANCE BV 26-APR-2023	社債	オランダ	7.250	2023/4/26	386,281.68	0.0%
NAKILAT INC 31-DEC-2033	政府機関債	カタール	6.267	2033/12/31	384,657.20	0.0%
TAQA ABU DHABI NATL ENER 13-DEC-2021	政府機関債	アラブ首長国連邦	5.875	2021/12/13	380,317.04	0.0%
ENN ENERGY HOLDINGS LTD 13-MAY-2021	社債	中国	6.000	2021/5/13	373,326.89	0.0%
SACI FALABELLA 27-JAN-2025	社債	チリ	4.375	2025/1/27	370,824.91	0.0%
GAZPROM (GAZ CAPITAL SA) 19-JUL-2022	政府機関債	ロシア	4.950	2022/7/19	370,604.26	0.0%
GRUPO BIMBO SAB DE CV 25-JAN-2022	社債	メキシコ	4.500	2022/1/25	368,269.32	0.0%
PT PERTAMINA (PERSERO) 21-JAN-2030	政府機関債	インドネシア	3.100	2030/1/21	368,158.90	0.0%
PETROBRAS GLOBAL FINANCE 15-JAN-2030	政府機関債	ブラジル	5.093	2030/1/15	367,752.31	0.0%
CEMEX SAB DE CV 19-NOV-2029	社債	メキシコ	5.450	2029/11/19	367,721.41	0.0%
TRANSELEC SA 12-JAN-2029	社債	チリ	3.875	2029/1/12	356,579.66	0.0%
GRUPO TELEVISA SAB 30-JAN-2026	社債	メキシコ	4.625	2026/1/30	350,455.51	0.0%
CNH INDUSTRIAL FIN EUR S 03-JUL-2029	社債	英国	1.625	2029/7/3	347,420.03	0.0%
LONGFOR HOLDINGS LTD 16-APR-2023	社債	中国	3.900	2023/4/16	341,748.96	0.0%
SOUTHERN COPPER CORP 27-JUL-2035	社債	ペルー	7.500	2035/7/27	340,879.97	0.0%

DP WORLD CRESCENT LTD 26-SEP-2028	政府機関債	アラブ首長国連邦	4.848	2028/9/26	340,448.51	0.0%
LONGFOR HOLDINGS LTD 16-SEP-2029	社債	中国	3.950	2029/9/16	340,417.38	0.0%
SHIMAO PROPERTY HLDGS 03-JUL-2022	社債	中国	4.750	2022/7/3	340,349.22	0.0%
SBERBANK (SB CAP SA) 29-OCT-2022	政府機関債	ロシア	5.125	2022/10/29	336,699.40	0.0%
STATE OF QATAR 16-APR-2030	政府機関債	カタール	3.750	2030/4/16	326,849.12	0.0%
VEON HOLDINGS BV 09-APR-2025	社債	オランダ	4.000	2025/4/9	325,588.28	0.0%
BANCO DO BRASIL (CAYMAN) 20-MAR-2024	政府機関債	ブラジル	4.750	2024/3/20	322,273.41	0.0%
BANCO SANTANDER MEXICO (PERP)	社債	メキシコ	8.500	--	318,115.48	0.0%
NEMAK SAB DE CV 23-JAN-2025	社債	メキシコ	4.750	2025/1/23	308,893.18	0.0%
NAKILAT INC 31-DEC-2033	政府機関債	カタール	6.067	2033/12/31	308,382.43	0.0%
ORBIA ADVANCE CORP SAB 19-SEP-2022	社債	メキシコ	4.875	2022/9/19	293,583.57	0.0%
TEVA PHARMACEUTICALS NE 01-MAR-2028	社債	イスラエル	6.750	2028/3/1	292,528.98	0.0%
RAIFFEISEN BANK INTL 25-SEP-2026	社債	オーストリア	0.375	2026/9/25	289,592.02	0.0%
OJSC NOVO(STEEL FUNDING) 30-MAY-2026	社債	ロシア	4.700	2026/5/30	286,973.94	0.0%
BANCO DO BRASIL (CAYMAN) 15-JAN-2025	政府機関債	ブラジル	4.625	2025/1/15	286,039.78	0.0%
PT PERTAMINA (PERSERO) 30-JUL-2049	政府機関債	インドネシア	4.700	2049/7/30	282,157.43	0.0%
SHIMAO PROPERTY HLDGS 21-FEB-2024	社債	中国	6.125	2024/2/21	276,402.81	0.0%
SAUDI ARABIAN OIL CO 16-APR-2049	政府機関債	サウジアラビア	4.375	2049/4/16	276,379.87	0.0%
ENEL CHILE SA 12-JUN-2028	社債	チリ	4.875	2028/6/12	274,076.02	0.0%
TURKCELL ILETISIM HIZMET 11-APR-2028	社債	トルコ	5.800	2028/4/11	265,682.49	0.0%
SYNGENTA FINANCE NV 10-SEP-2027	政府機関債	スイス	1.250	2027/9/10	264,710.37	0.0%
TRANSELEC SA 26-JUL-2023	社債	チリ	4.625	2023/7/26	259,590.71	0.0%
KOOKMIN BANK 03-FEB-2021	証券化商品	韓国	2.250	2021/2/3	258,724.89	0.0%
AKBANK TAS 31-MAR-2025	社債	トルコ	5.125	2025/3/31	254,576.07	0.0%
HYUNDAI CAPITAL AMERICA 07-APR-2025	社債	米国	5.875	2025/4/7	254,527.66	0.0%
LONGFOR PROPERTIES 13-JUL-2022	社債	中国	3.875	2022/7/13	244,605.88	0.0%
PETROLEOS MEXICANOS 23-JAN-2026	政府機関債	メキシコ	4.500	2026/1/23	241,263.98	0.0%
TEVA PHARMACEUTICALS NE 21-JUL-2023	社債	イスラエル	2.800	2023/7/21	240,782.04	0.0%
CEMEX SAB DE CV 19-NOV-2029	社債	メキシコ	5.450	2029/11/19	238,118.59	0.0%
FIBRIA OVERSEAS FINANCE 14-JAN-2025	社債	ブラジル	4.000	2025/1/14	235,998.10	0.0%
MILLICOM INTL CELLULAR 15-OCT-2026	社債	コロンビア	6.625	2026/10/15	234,345.28	0.0%
SUZANO AUSTRIA GMBH 16-MAR-2047	社債	ブラジル	7.000	2047/3/16	234,243.46	0.0%
MILLICOM INTL CELLULAR 25-MAR-2029	社債	コロンビア	6.250	2029/3/25	225,938.99	0.0%
GAZPROM (GAZ CAPITAL SA) 22-NOV-2024	政府機関債	ロシア	2.250	2024/11/22	225,221.73	0.0%
ABJA INVESTMENT CO 31-JUL-2024	社債	インド	5.950	2024/7/31	223,746.15	0.0%
PETROBRAS GLOBAL FINANCE 14-DEC-2026	政府機関債	ブラジル	6.250	2026/12/14	221,731.63	0.0%
SHINHAN BANK 23-APR-2029	社債	韓国	4.000	2029/4/23	217,090.37	0.0%
LLOYDS BANKING GROUP PLC 09-NOV-2023	社債	英国	1.000	2023/11/9	216,147.26	0.0%
FOMENTO ECONOMICO MEX 16-JAN-2050	社債	メキシコ	3.500	2050/1/16	213,887.50	0.0%

BHARTI AIRTEL LTD 10-JUN-2025	社債	インド	4.375	2025/6/10	213,107.80	0.0%
BRASKEM AMERICA FINANCE 22-JUL-2041	社債	ブラジル	7.125	2041/7/22	206,111.53	0.0%
PERTAMINA PERSERO PT 07-NOV-2048	政府機関債	インドネシア	6.500	2048/11/7	204,066.11	0.0%
CK HUTCHISON CAPITAL 17 (PERP)	社債	英国	4.000	--	197,605.94	0.0%
SIGMA FINANCE NL 27-MAR-2028	社債	メキシコ	4.875	2028/3/27	197,341.79	0.0%
ERSTE GROUP BANK AG (PERP)	社債	オーストリア	6.500	--	194,424.91	0.0%
SIGMA ALIMENTOS SA 02-MAY-2026	社債	メキシコ	4.125	2026/5/2	190,586.32	0.0%
DP WORLD PLC 25-SEP-2026	政府機関債	アラブ首長国連邦	2.375	2026/9/25	189,537.54	0.0%
ABU DHABI GOVT INT'L 16-APR-2030	政府機関債	アラブ首長国連邦	3.125	2030/4/16	187,602.32	0.0%
COUNTRY GARDEN HLDGS 25-APR-2022	社債	中国	7.125	2022/4/25	185,051.58	0.0%
MILLICOM INTL CELLULAR 15-JAN-2028	社債	コロンビア	5.125	2028/1/15	181,867.88	0.0%
BANCO BILBAO VIZCAYA ARG (PERP)	社債	スペイン	5.875	--	181,508.11	0.0%
LENOVO GROUP LTD 24-APR-2025	社債	中国	5.875	2025/4/24	180,784.37	0.0%
SHIMAO PROPERTY HLDGS 15-JUL-2026	社債	中国	5.600	2026/7/15	179,678.68	0.0%
SYNGENTA FINANCE NV 24-APR-2048	政府機関債	スイス	5.676	2048/4/24	169,653.04	0.0%
DP WORLD PLC 25-SEP-2048	政府機関債	アラブ首長国連邦	5.625	2048/9/25	169,558.87	0.0%
ADANI TRANSMISSION LTD 21-MAY-2036	社債	インド	4.250	2036/5/21	158,844.80	0.0%
FIRST QUANTUM MINERALS L 01-MAR-2024	社債	ザンビア	6.500	2024/3/1	157,200.59	0.0%
ADANI ELECTRICITY MUMBAI 12-FEB-2030	社債	インド	3.949	2030/2/12	148,232.16	0.0%
SYNGENTA FINANCE NV 16-APR-2026	政府機関債	スイス	3.375	2026/4/16	129,397.64	0.0%
PETROBRAS GLOBAL FINANCE 19-MAR-2049	政府機関債	ブラジル	6.900	2049/3/19	127,938.21	0.0%
FMG RESOURCES AUG 2006 15-MAY-2022	社債	オーストラリア	4.750	2022/5/15	117,315.82	0.0%
RAIFFEISEN BANK INTL 16-OCT-2023	社債	オーストリア	6.000	2023/10/16	112,316.60	0.0%

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2020年 4月30日現在です。

【オリックス　世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,303,834,684円
Ⅱ　負債総額	299,819円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,303,534,865円
Ⅳ　発行済口数	1,261,900,106口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0330円

（参考）

Ｓｈｉｎｓｅｉショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	339,220円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	339,220円
Ⅳ　発行済口数	340,000口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9977円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2020年4月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

（２）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。
取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。
取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

＊委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。

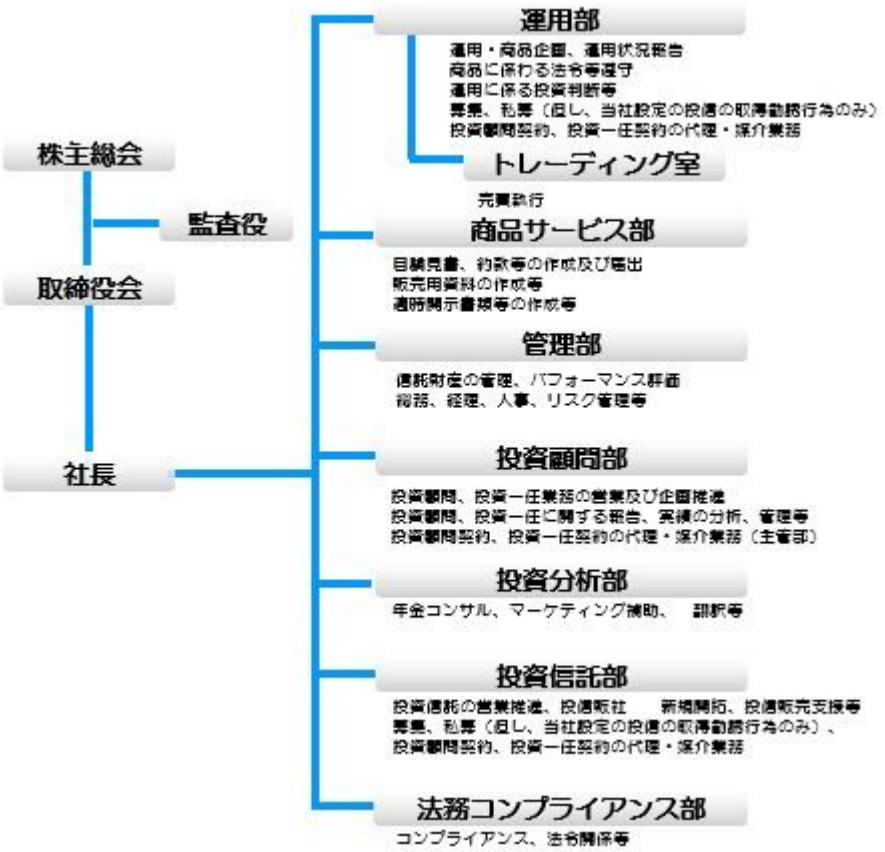

（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。
運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。
※上記体制は2020年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。
2020年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計103本（追加型投資信託33本、単位型投資信託70本）であり、純資産の総額は281,585百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

（1）　財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（2）　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自2019年4月1日　至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（1）【貸借対照表】

期別		第18期 （2019年3月31日現在）		第19期 （2020年3月31日現在）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金	※2		870,296		901,427
前払費用			7,994		9,182
未収委託者報酬			292,312		294,974
未収運用受託報酬			4,589		9,404
未収収益			4,583		4,023
立替金			8,859		15,875
流動資産計			1,188,635		1,234,888
固定資産					

有形固定資産			27,412		24,824
建物	※1	25,584		23,726	
器具備品	※1	1,827		1,098	
投資その他の資産			54,734		58,661
差入保証金	※2	43,052		43,052	
繰延税金資産		11,681		15,608	
固定資産計			82,146		83,485
資産合計			1,270,782		1,318,374

期別		第18期 （2019年3月31日現在）		第19期 （2020年3月31日現在）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
未払金			213,840		215,466
未払手数料	※2	155,873		161,141	
その他未払金	※2	57,967		54,325	
未払費用			11,101		10,444
未払法人税等			5,548		6,296
未払消費税等			6,139		8,783
賞与引当金			43,397		44,496
役員賞与引当金			6,397		6,591
預り金			7,027		12,054
流動負債計			293,452		304,132
固定負債					
資産除去債務			31,585		32,241
固定負債計			31,585		32,241
負債合計			325,038		336,373
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		450,744		487,000	
利益剰余金合計			450,744		487,000
株主資本合計			945,744		982,000
純資産合計			945,744		982,000
負債・純資産合計			1,270,782		1,318,374

（２）【損益計算書】

期別		第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
科目	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,475,819		1,419,246	
運用受託報酬		39,793		46,197	
その他営業収益		19,432		18,799	
営業収益計			1,535,045		1,484,243
営業費用					
支払手数料	※1	788,891		759,224	
広告宣伝費		8,328		7,236	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		325		335	
調査費		186,280		167,930	
委託計算費		38,678		44,682	
営業雑経費					
通信費		742		770	
印刷費		10,555		11,799	
協会費		2,317		2,428	
その他営業雑経費		11,987		14,318	
営業費用計			1,048,709		1,009,326
一般管理費					
給料					
役員報酬		29,780		28,680	
給料・手当		170,272		167,665	
賞与		4,291		3,352	
役員賞与		508		193	
賞与引当金繰入額		43,397		44,496	
役員賞与引当金繰入額		6,397		6,591	
退職給付費用		29,133		28,616	
交際費		181		99	
旅費交通費		5,850		5,051	
租税公課		10,563		17,095	
不動産賃借料		43,052		43,052	
固定資産減価償却費		2,455		2,588	
資産除去債務利息費用		642		655	
諸経費		71,856		70,553	
一般管理費計			418,384		418,691
営業利益			67,952		56,225
営業外収益					
受取利息		3		2	
雑収入		―		0	
営業外収益計			3		2
営業外費用					
為替差損		664		358	
雑損失		10		0	
営業外費用計			674		358
経常利益			67,280		55,869
税引前当期純利益			67,280		55,869

法人税、住民税及び事業税	※1	23,574		23,540	
法人税等調整額		△418	23,155	△3,926	19,613
当期純利益			44,124		36,256

（３）【株主資本等変動計算書】

第18期(自 2018年4月1日　至 2019年3月31日)　　(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	406,619	406,619	901,619	901,619
当期変動額					
当期純利益		44,124	44,124	44,124	44,124
当期変動額合計	―	44,124	44,124	44,124	44,124
当期末残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744

第19期(自 2019年4月1日　至 2020年3月31日)　　(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744
当期変動額					
当期純利益		36,256	36,256	36,256	36,256
当期変動額合計	―	36,256	36,256	36,256	36,256
当期末残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000

〔重要な会計方針〕

項　　目	内　　容

1．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　8～38年 器具備品　4～20年
2．引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ② 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

〔未適用の会計基準等〕

2020年３月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

（収益認識に関する会計基準等）
- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日 企業会計基準委員会）
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年３月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要
「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2018年１月１日適用開始）の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日
2022年３月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響
「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第18期 （2019年3月31日現在）	第19期 （2020年3月31日現在）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 22,792千円 器具備品 10,582千円 ※2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 342,820千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 86,053千円 その他未払金(注) 17,843千円 （注）当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 24,650千円 器具備品 11,311千円 ※2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 154,423千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 75,928千円 その他未払金(注) 17,816千円 （注）当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（損益計算書関係）

第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
※1. 関係会社との取引 支払手数料 426,359千円 法人税、住民税及び事業税(注) 17,843千円 （注）当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	※1. 関係会社との取引 支払手数料 348,428千円 法人税、住民税及び事業税(注) 17,816千円 （注）当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式㈱	9,900	―	―	9,900

第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式㈱	9,900	―	―	9,900

（リース取引関係）

第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 預金	870,296	870,296	―
② 未収委託者報酬	292,312	292,312	―
③ 未収運用受託報酬	4,589	4,589	―
④ 差入保証金	43,052	41,758	△1,294
資産計	1,210,250	1,208,955	△1,294
① 未払手数料	155,873	155,873	―
② その他未払金	57,967	57,967	―
負債計	213,840	213,840	―

（2）時価の算定方法

資　産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（4）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	5年超
① 預金	870,296	―
② 未収委託者報酬	292,312	―
③ 未収運用受託報酬	4,589	―
④ 差入保証金	―	43,052
合計	1,167,197	43,052

第19期（自 2019年4月1日　至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 預金	901,427	901,427	―
② 未収委託者報酬	294,974	294,974	―
③ 未収運用受託報酬	9,404	9,404	―
④ 差入保証金	43,052	41,339	△1,713
資産計	1,248,858	1,247,145	△1,713
① 未払手数料	161,141	161,141	―
② その他未払金	54,325	54,325	―
負債計	215,466	215,466	―

（2）時価の算定方法

資　産

①預金
　保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
②未収委託者報酬
　未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
③未収運用受託報酬
　未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
④差入保証金
　差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。
負　債
①未払手数料
　未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
②その他未払金
　その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
　金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

（4）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	5年超
①　預金	901,427	―
②　未収委託者報酬	294,974	―
③　未収運用受託報酬	9,404	―
④　差入保証金	―	43,052
合計	1,205,806	43,052

（有価証券関係）

第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第18期
（自 2018年4月1日
至 2019年3月31日）

1. セグメント情報
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報
（1）サービスごとの情報
資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
（2）地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。
（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	新生・UTIインドファンド	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	アメリカン・ドリーム・ファンド
営業収益	278,815	117,782	98,675

（注）
当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

第19期
（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

1. セグメント情報
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報
（1）サービスごとの情報
資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
（2）地域ごとの情報
①営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。
（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	新生・UTIインドファンド	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）	アメリカン・ドリーム・ファンド
営業収益	283,972	101,757	94,830

（注）
当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（資産除去債務関係）

第18期
（自 2018年4月1日
至 2019年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
30,943	―	642	31,585

第19期
（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
31,585	―	655	32,241

（関連当事者情報）

第18期（自 2018年4月1日　至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	（被所有）直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	426,359	未払手数料	86,053
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	17,843	その他未払金	17,843

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行　（東京証券取引所に上場）

第19期（自 2019年4月1日　至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	（被所有）直接所有100%	営業取引役員の兼任	支払手数料	348,428	未払手数料	75,928
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	17,816	その他未払金	17,816

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行　（東京証券取引所に上場）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第18期（2019年3月31日）	第19期（2020年3月31日）
①　繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,805千円	17,807千円
未払事業税	1,384千円	1,458千円
未払事業所税	264千円	261千円
賞与引当金等	15,422千円	15,658千円
資産除去債務	9,671千円	9,872千円
その他	289千円	3,575千円
繰延税金資産小計	44,838千円	48,633千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△17,805千円	△17,807千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,947千円	△10,148千円

評価性引当額小計(注1)	△27,753千円	△27,955千円
繰延税金資産合計	17,085千円	20,677千円

② 繰延税金負債

建物（除去費用）	△5,403千円	△5,068千円
繰延税金負債合計	△5,403千円	△5,068千円
差引：繰延税金資産の純額	11,681千円	15,608千円

(注) 1. 評価性引当額が202千円増加しております。この増加の内容は、将来減算一時差異に関する評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第18期（2019年3月31日） （単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	―	―	―	8,402	9,402	―	17,805
評価性引当額	―	―	―	△ 8,402	△ 9,402	―	△ 17,805
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第19期（2020年3月31日） （単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	―	―	8,403	9,403	―	―	17,807
評価性引当額	―	―	△ 8,403	△ 9,403	―	―	△ 17,807
繰延税金資産	―	―	―	―	―	―	―

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第18期 (2019年3月31日)	第19期 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	0.43%	0.52%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.97%	3.66%
評価性引当額の増減	0.29%	0.36%
その他	0.11%	△ 0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.42%	35.11%

（退職給付関係）

第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第18期 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額　95,529円72銭 1株当たり当期純利益　4,457円 3銭 （注） 1．なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2．当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額　99,191円95銭 1株当たり当期純利益　3,662円23銭 （注） 1．なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2．当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2020年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2020年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2020年3月末現在）	事業の内容
オリックス銀行株式会社	45,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2019年 7月22日	有価証券届出書
2019年 7月22日	有価証券報告書
2020年 1月22日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 1月22日	半期報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年6月8日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中 島 紀 子　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　山　田　　信　之　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）の平成31年4月23日から令和2年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリックス 世界社債アクティブファンド（為替ヘッジあり）の令和2年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。